令和7年度

日野市男女平等行動計画
評価報告書

＝令和6年度施策・事業を評価＝

令和7年8月

日野市企画部平和と人権課

目　　次

1　計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

2　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

3　評価スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

4　評価の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

5　担当課評価（事業評価）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

6　本部評価（施策評価）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

7　市民評価（施策評価）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

8　担当課評価・本部評価・市民評価結果・・・・・・・・・・・　6

1　計画の体系図

基本理念		目標		施策の方向性
多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会を目指して		Ⅰ．人権が尊重される社会づくり	1	性別に基づく固定的役割分担意識の解消
			2	多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり【新規】
			3	生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援
			4	多文化共生社会の理解促進と外国人への支援【新規】
	日野市配偶者暴力対策基本計画	Ⅱ.あらゆる暴力の根絶を目指す	1	配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
			2	性犯罪・性暴力の防止【新規】
			3	さまざまな暴力・ハラスメントの防止
	日野市女性活躍推進計画	Ⅲ.女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり	1	女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備
			2	家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス
			3	働く場におけるワーク・ライフ・バランス
			4	地域におけるワーク・ライフ・バランス
			5	さまざまな立場から考える防災体制の確立
		Ⅳ.男女平等参画の推進体制づくり	1	行政の政策決定過程における女性の参画促進
			2	市民との連携による男女平等参画の推進
			3	率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
			4	行政における男女平等参画の推進体制づくり

★・・・重点施策

		施策（39施策）
	1	**男女平等意識・人権尊重意識の醸成★**
	2	メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育
	1	**性の多様性に関する理解促進★【新規】**
	2	**性的マイノリティへの支援★【新規】**
	1	性の尊重に関する普及啓発
	2	性差医療及び性差に応じた健康支援の実施
	1	共生社会の実現に向けた取組【新規】
	2	外国人が暮らしやすい社会づくり【新規】
	1	**配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化★**
	2	配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援
	3	市の体制整備と連携強化
	1	**性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化★【新規】**
	2	被害者への支援【新規】
	1	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実
	2	被害者への支援
	1	ワーク・ライフ・バランスの推進
	2	女性へのライフステージを通した就業支援
	3	女性の参画推進による農業活性化
	1	家庭における男女の役割分担意識の改善
	2	貧困の防止と生活困窮者への支援
	3	**子育て支援施策の充実★**
	4	ひとり親家庭への支援
	5	障害者・高齢者・介護者への支援【新規】
	1	**ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ★**
	2	雇用における男女平等参画の推進
	3	事業所等における意思決定過程への女性参画促進
	1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり
	2	地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進
	3	男性高齢者の社会参加の促進
	1	防災対策における男女平等参画推進
	2	多様な視点を取り入れた防災対策の推進【新規】
	1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進
	1	市民・事業者等との連携
	1	男女平等に関する職員研修の充実
	2	男女が対等に働く職場づくり
	3	ハラスメント相談及び防止体制の充実
	4	職場のワーク・ライフ・バランスの推進
	1	男女平等推進センターの機能の充実
	2	庁内推進体制の充実

2　はじめに

「第4次日野市男女平等行動計画」は、「人権が尊重される社会づくり」、「あらゆる暴力の根絶を目指す」、「女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり」、「男女平等参画の推進体制づくり」の4つの目標について、市民・事業者・市が協働し推進していくための具体的な行動計画で、令和3年度から令和7年度を計画期間としています。

計画に盛り込まれている各課が行う事業（79事業）については、担当課が評価を行い、担当課評価結果をもとに、施策（39施策）について本部評価を実施しました。

このたび、令和6年度施策・事業の本部評価結果がまとまりましたので、その内容について報告いたします。

3　評価スケジュール

評価のスケジュールは下図のとおり。

行動計画に記載されている79事業に対して担当課による自己評価（担当課評価）を行い、本部評価にて39施策にとりまとめて評価を実施した。

担当課評価	第４次男女平等行動計画中の事業（全７９事業） 令和７年１月８日から２月１２日まで
	施策評価にとりまとめ（３９施策）
本部評価	評価対象施策３９施策 令和７年３月１８日から４月４日まで
市民評価	評価対象　重点施策７施策 令和７年５月２６日から７月４日まで

4　評価の基本的な考え方

（1）評価の基本的な考え方

① 各担当課の事業執行により、男女平等、男女共同参画がどれだけ推進されたのか。

② 目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開がなされているか。

（2）評価点

以下のとおり、5段階で評価する。

①　「大いに達成できた」…5

②　「やや達成できた」…4

③　「どちらともいえない」…3

④　「やや達成できなかった」…2

⑤ 「達成できなかった」…1

5　担当課評価（事業評価）

（1） 評価期間　 令和7年1月8日から2月12日まで

（2） 評価対象事業及び対象課

＊対象事業　 79事業

＊評価担当課　21部署＋関連部署

（3） 評価方法　 評価シートを各課へ電子データ送信。

各事業の達成状況を5段階で評価し、評価の理由を記入。

（4） 評価結果　 6ページから61ページ参照。

6　本部評価（施策評価）

（1）評価期間　 令和7年3月18日から4月4日まで

（2）評価対象施策　 39施策

（3）評価方法　 評価シートを本部評価委員へ電子データ送信。

担当課評価をもとに、各施策の達成状況を5段階で評価し、重点施策（7施策）のみ評価コメントを記入。

（4）評価結果　 6ページから61ページ参照。

（5）本部評価委員名簿

企画部長	岡田　正和
総務部長	竹村　朗
健康福祉部長	萩原　美和子
教育部参事	飯倉　直子
平和と人権課長	仲田　裕子

7　市民評価（施策評価）

（1）市民評価委員会実施日　 令和7年5月29日（第1回）、令和7年6月18日（第2回）

（2）方法　 対面開催

（3）評価対象施策　 重点施策7施策

（4）評価方法　 担当課評価及び本部評価結果をもとに、評価コメントを記入。

（5）評価結果　 11ページ、15ページ、17ページ、23ページ、27ページ、39ページ、45ページ参照。

（6）市民評価委員名簿

会長	田中　正浩
副会長	本間　陽子
	林　和彦
	飯田　順子
	野原 洋

※市民評価委員会は、日野市男女平等推進委員会委員の中から、市長が選任する6名以内の者をもって構成されています。

8　担当課評価・本部評価結果・市民評価結果

令和6年度　第4次男女平等行動計画　担当課及び本部評価　評価点一覧
目標Ⅰ　人権が尊重される社会づくり

施策の評価							事業の評価						
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3	4	5	**6**	7年度			3	4	5	**6**	7年度
Ⅰ-1-1★	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	4.3	4.3	4.6	**4.6**	0.0	1	保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発	4.3	4.3	4.3	**4.3**	0.0
							2	学校現場における男女平等教育の推進	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							3	家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発	4.0	4.0	4.5	**4.0**	0.0
							4	男女平等に関する情報提供の充実化	4.0	4.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅰ-1-2	メディア・リテラシー（※）の普及と教育	3.3	3.5	3.8	**4.0**	0.0	5	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	3.5	4.0	4.5	**5.0**	0.0
							6	メディア・リテラシーの育成	3.0	3.0	3.0	**3.0**	0.0
Ⅰ-2-1★	性の多様性に関する理解促進（新規）	4.0	4.0	4.3	**4.5**	0.0	7	性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進と職員研修の実施(新規)	4.0	4.0	4.5	**5.0**	0.0
							8	性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業(新規)	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0
Ⅰ-2-2★	性的マイノリティへの支援（新規）	5.0	5.0	4.7	**4.7**	0.0	9	交流スペースの設置(新規)	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							10	相談事業の周知(新規)	5.0	5.0	4.0	**4.0**	0.0
							11	パートナーシップ制度（仮称）等の導入に向けた取組(新規)	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅰ-3-1	性の尊重に関する普及啓発	4.0	3.8	4.1	**4.4**	0.0	12	からだと性に関する正確な情報提供	4.0	4.0	4.3	**4.8**	0.0
							13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	4.0	3.5	4.0	**4.0**	0.0
Ⅰ-3-2	性差医療及び性差に応じた健康支援の実施	4.0	3.3	3.9	**4.0**	0.0	14	女性特有の心や身体の健康支援	4.0	3.3	4.0	**4.0**	0.0
Ⅰ-4-1	共生社会の実現に向けた取組（新規）	5.0	4.5	4.5	**4.5**	0.0	15	多文化理解に関する啓発、国際交流支援(新規)	5.0	4.5	4.5	**4.5**	0.0
Ⅰ-4-2	外国人が暮らしやすい社会づくり（新規）	5.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0	16	多言語による情報提供及び相談体制の充実(新規)	5.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0

令和6年度　第4次男女平等行動計画　担当課及び本部評価　評価点一覧
目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶をめざす

施策の評価							事業の評価						
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3	4	5	**6**	7年度			3	4	5	**6**	7年度
Ⅱ-1-1★	配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化	4.5	4.5	4.8	**5.0**	0.0	17	ＤＶの未然防止と早期発見のための啓発	4.0	4.0	5.0	**5.0**	0.0
							18	児童虐待への対応と防止に関する取組（新規）	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							19	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	4.5	4.5	4.8	**5.0**	0.0
Ⅱ-1-2	配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援	4.3	4.3	4.6	**4.5**	0.0	20	被害者の安全確保に向けた支援	4.5	4.5	5.0	**5.0**	0.0
							21	被害者の回復（自立）支援	4.0	4.0	4.3	**4.0**	0.0
Ⅱ-1-3	市の体制整備と連携強化	4.6	4.9	4.9	**5.0**	0.0	22	情報管理の徹底	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							23	ＤＶ対応マニュアルの見直しと活用	4.5	4.5	4.8	**5.0**	0.0
							24	関連窓口を含む職員等の研修の実施	4.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							25	各種関連窓口間の連携強化	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅱ-2-1★	性犯罪・性暴力(※1)の防止に向けた意識啓発の強化（新規）	3.8	4.0	4.5	**4.8**	0.0	26	若年層に向けた意識啓発（新規）	3.0	4.0	4.5	**4.5**	0.0
							27	学校等における教育や啓発の内容の充実（新規）	4.5	4.0	4.5	**5.0**	0.0
Ⅱ-2-2	被害者への支援	4.8	4.7	4.8	**4.8**	0.0	28	関係機関との連携による被害者支援(新規)	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							29	相談窓口等の周知と情報提供(新規)	4.7	4.3	4.7	**4.7**	0.0
Ⅱ-3-1	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	4.5	4.8	4.8	**4.8**	0.0	30	セクハラ・パワハラ等に関する啓発と情報提供	4.0	4.5	4.5	**4.5**	0.0
							31	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、学校等における教育の実施	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅱ-3-2	被害者への支援（新規）	4.5	5.0	5.0	**5.0**	0.0	32	被害者に対する相談の実施	4.5	5.0	5.0	**5.0**	0.0

令和6年度　第4次男女平等行動計画　担当課及び本部評価　評価点一覧
目標Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の評価							事業の評価						
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3	4	5	**6**	7年度			3	4	5	**6**	7年度
Ⅲ-1-1	ワーク・ライフ・バランス（※）の推進	5.0	4.5	4.5	**4.5**	0.0	33	ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	5.0	4.5	4.5	**4.5**	0.0
Ⅲ-1-2	女性へのライフステージを通した就業支援	4.0	4.5	4.7	**4.3**	0.0	34	女性の就職支援及びキャリア相談の実施	4.0	4.5	4.5	**4.0**	0.0
							35	女性の再就職及び創業支援	4.0	4.5	5.0	**4.5**	0.0
Ⅲ-1-3	女性の参画推進による農業活性化	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0	36	女性の視点を生かした農業活性化への支援	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0
Ⅲ-2-1	家庭における男女の役割分担意識の改善	4.1	4.0	4.1	**4.1**	0.0	37	ママ・パパへの妊娠・出産・育児支援	4.0	3.0	4.0	**4.0**	0.0
							38	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への参加促進	4.0	4.0	4.5	**4.0**	0.0
							39	文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた男性の子育て参加促進	4.0	4.3	4.0	**4.0**	0.0
							40	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発と情報提供	4.3	4.7	4.0	**4.3**	0.0
Ⅲ-2-2	貧困の防止と生活困窮者への支援	4.3	4.5	4.6	**4.5**	0.0	41	生活相談の実施	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0
							42	経済支援の実施	4.5	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							43	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	4.5	4.5	4.8	**4.5**	0.0
Ⅲ-2-3★	子育て支援施策の充実	3.4	4.4	3.5	**4.2**	0.0	44	待機児童の解消	2.0	5.0	2.0	**4.0**	0.0
							45	多様なニーズに対応した制度の充実	4.3	4.3	4.1	**4.0**	0.0
							46	障害児に対する子育て支援（新規）	4.0	4.0	4.0	**4.5**	0.0
Ⅲ-2-4	ひとり親家庭への支援	4.3	4.8	4.4	**4.7**	0.0	47	ひとり親家庭への相談体制の充実	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							48	ひとり親家庭への情報提供	4.0	5.0	4.0	**5.0**	0.0
							49	ひとり親家庭の生活・自立支援	4.0	4.5	4.3	**4.0**	0.0
Ⅲ-2-5	障害者・高齢者・介護者への支援（新規）	4.0	4.2	4.1	**3.7**	0.0	50	差別解消に向けた事業者等への啓発（新規）	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0
							51	高齢者就労支援の推進（新規）	4.0	4.5	4.3	**4.0**	0.0
							52	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	4.0	4.0	4.0	**3.0**	0.0
Ⅲ-3-1★	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	3.7	4.2	4.3	**4.2**	0.0	53	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	3.5	4.0	4.3	**4.0**	0.0
							54	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	4.0	4.5	4.8	**4.5**	0.0
							55	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	3.5	4.0	4.0	**4.0**	0.0
Ⅲ-3-2	雇用における男女平等参画の推進	4.0	4.0	4.1	**4.0**	0.0	56	雇用における男女平等推進のための情報提供と啓発	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0
							57	労働に関する相談と情報提供	4.0	4.0	4.2	**4.0**	0.0
Ⅲ-3-3	事業所等における意思決定過程への女性参画促進	4.0	4.0	3.9	**5.0**	0.0	58	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	4.0	4.0	4.0	**5.0**	0.0
Ⅲ-4-1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり	4.0	4.3	4.2	**4.2**	0.0	59	子育てや介護を地域で支える拠点の充実	3.5	3.5	4.0	**4.0**	0.0
							60	地域の人材を活用した子育て・介護支援	4.0	5.0	4.0	**4.5**	0.0
							61	子育て・介護情報の提供	4.5	4.5	4.5	**4.1**	0.0
Ⅲ-4-2	地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進	4.0	5.0	4.9	**4.0**	0.0	62	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画の啓発	4.0	5.0	5.0	**4.0**	0.0
Ⅲ-4-3	男性高齢者の社会参加の促進	4.0	4.0	4.0	**4.3**	0.0	63	男性高齢者の閉じこもり防止促進	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0
							64	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	4.0	4.0	4.0	**4.5**	0.0
Ⅲ-5-1	防災対策における男女平等参画推進	2.5	3.5	3.8	**3.5**	0.0	65	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	2.5	3.5	3.8	**3.5**	0.0
Ⅲ-5-2	多様な視点を取り入れた防災対策の推進(新規)	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0	66	女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等へ配慮した取組(新規)	4.0	4.0	4.0	**4.0**	0.0

令和6年度　第4次男女平等行動計画　担当課及び本部評価　評価点一覧
目標Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり

施策の評価							事業の評価						
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3	4	5	**6**	7年度			3	4	5	**6**	7年度
Ⅳ-1-1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	4.0	4.0	4.5	**4.5**	0.0	67	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	3.0	3.0	4.0	**4.0**	0.0
							68	女性が参加しやすい環境整備	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅳ-2-1	市民・事業者等との連携	4.5	5.0	5.0	**5.0**	0.0	69	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	4.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							70	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅳ-3-1	男女平等に関する職員研修の充実	3.5	4.0	4.0	**5.0**	0.0	71	男女平等の理解を深める研修の実施	3.5	4.0	4.0	**5.0**	0.0
Ⅳ-3-2	男女が対等に働く職場づくり	5.0	4.5	5.0	**5.0**	0.0	72	昇任選考の受験促進	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
							73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	5.0	4.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅳ-3-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0	74	相談及び防止体制の充実	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅳ-3-4	職場のワーク・ライフ・バランスの推進	4.5	4.5	4.5	**5.0**	0.0	75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	4.0	4.0	4.0	**5.0**	0.0
							76	定時で業務が終了する職場づくり	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅳ-4-1	男女平等推進センターの機能の充実	4.0	5.0	5.0	**4.5**	0.0	77	男女平等推進に関する情報提供の充実化	5.0	5.0	5.0	**4.0**	0.0
							78	苦情処理相談窓口の設置	3.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0
Ⅳ-4-2	庁内推進体制の充実	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0	79	行政推進本部の運営（新規）	5.0	5.0	5.0	**5.0**	0.0

Ⅰ-1-1 ★重点施策	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	担当課	教育指導課・中央公民館・子育て課・保育課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅰ　人権が尊重される社会づくり
施策の方向性　1　性別に基づく固定的役割分担意識の解消

◇ 男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。
◇ 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会（研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等）を充実します。また、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発	教育指導課・子育て課・保育課	子どもの保育や育成に携わる保育士などに研修等を実施し、男女平等意識の普及・啓発を図る。教職員を対象として、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施し、人権意識を高める。	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・学童会議等における職員への啓発を回数、内容とも推進する。 ・園毎の職員会議などで意識の確認　1回以上／年	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・男女平等意識・人権尊重意識の醸成に特化した職員研修等に取り組む。 ・園毎の職員会議などで意識の確認　1回以上／年	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・男女平等意識・人権尊重意識の醸成に特化した職員研修等に取り組む。 ・園毎の職員会議などで意識の確認　1回以上／年	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・保育士・教職員などの男女平等意識が高まっている。 ・園毎の職員会議などで意識の確認　1回以上／年	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・保育士・教職員などの男女平等意識が高まっている。 ・園毎の職員会議などで意識の確認　1回以上／年		4.3	4.3	4.3	**4.3**	
2	学校現場における男女平等教育の推進	教育指導課	学校生活において、人権尊重を基盤とした教育活動を通して、男女の固定的役割分担意識による偏りをなくし、男女平等の意識を高める。	・学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	・学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	・学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	・学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	・学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。		5.0	5.0	5.0	**5.0**	
3	家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発	中央公民館・平和と人権課	男女平等参画に関する情報を収集し市民へ提供する。性差別、性別に基づく固定的役割分担意識及び偏見などを解消し、一人ひとりが男女平等に関する認識を深めるための講座など、学習の機会を提供する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・各種講座の実施により、学習の機会を提供し、市民の男女平等意識や人権意識が高まっている。 ・男女共同参画に関する情報が提供されている。 ・学習の機会がある。		4.0	4.0	4.5	**4.0**	
4	男女平等に関する情報提供の充実化	平和と人権課	情報誌（男女平等推進センターだより）の発行や、男女平等推進センターのホームページを活用した情報提供を行う。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開であるように務める	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開であるように務める	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開であるように務める	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を、有益な情報展開となるよう努める	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を、有益な情報展開となるよう努める		4.0	4.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
1	**教育指導課**	**教育指導課**	**教育指導課**
	日野市立学校の人権教育推進委員を対象とした教員研修会を実施した。各学校は、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づき、管理職や人権教育推進担当教員が中心となり、全教員を対象とした研修を実施した。市立学校の各教員は、研修を通して学んだことを基に、教育活動を実施している。		
	子育て課	**子育て課**	**子育て課**
	学童クラブ職員に対し、職員間での関係では相手を尊重すること、児童育成においては子ども達一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて任用説明会等で啓発を図った。		職員への周知・啓発を引き続き実施するとともに、子どもたちへの接し方や育成時における適切な配慮を行うよう、実務上必要な知見について、身に着ける機会を設けていく。
	保育課	**保育課**	**保育課**
	職員会議で意識の確認を実施（男女で分けない保育、「～さん」と呼ぶ、「男（女）の子なのに～」などを言わない）	・職員会議に出れない会計年度任用職員等への周知	・全職員への定期的な意識づけ
2	**教育指導課**	**教育指導課**	**教育指導課**
	学校生活において、荷物運びは男子、調理は女子など、男女の固定的な役割分担は見当たらなかった。		
3	**中央公民館**	**中央公民館**	**中央公民館**
	ハンセン病問題について悲しい差別の歴史と正しい知識を習得するため、今年度も国立ハンセン病資料館の見学ツアーを3月に実施する。男女平等意識や人権についての講座を2月～3月に実施する。	講師との調整が取れず、「生きづらさ」をテーマにした講座を開催することができなかった。	「ヤングケアラー」をテーマにした講座についても今後は開催していきたい。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	男女共同参画週間パネル展（令和6年（2024年）年6月17日～6月30日）、性的マイノリティ理解促進パネル展（令和6年（2024年）12月4日～12月10日＊人権週間）を実施。 また、例年女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）に合わせてSTOP The DVパネル展を実施しているが、令和6年度は女性に対する暴力と児童虐待には密接な関係があることから、子ども家庭支援センターと協力し、児童虐待防止推進月間（毎年11月）パネル展と同時開催する、Wリボンパネル展として実施した。（令和6年（2024年）11月1日～11月31日） 中学三年生を対象したデートDV出張講座や、女性の再就職支援講座、女性デジタル人材養成講座など各種市民向け講座を実施できた。	女性の活躍推進に向けた講座に注力して実施したため、性別に基づく固定的な役割分担の意識を解消するための講座の実施が不十分だった。	性別に基づく固定的役割分担意識の解消に向けた啓発講座を実施していきたい
4	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	男女平等推進センター情報誌「ふらっと」を発行し、男女平等推進センターそのものや実施事業について周知した。 男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を13冊拡充した。 また、国や都の情報をホームページで発信した。		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.3
4年度	4.3
5年度	4.6
6年度	**4.6**
7年度	

本部評価委員　コメント
・他部署との連携によりさらに効果的な啓発事業を行ってもらいたい。 ・継続した取り組みが大切だと思う。今後ともよろしくお願いしたい。 ・人権が尊重される社会の実現に向けて、大人も子どもも学び理解を深める取り組みは、地道であるが継続していくことが必要である。特に子どもの育成に係わる大人には、繰り返し学ぶ機会を設けてもらいたい。 ・人権意識を高めるという取り組みは、その効果がどれだけ浸透しているかなどが見えづらいものであるからこそ、継続・工夫して周知・啓発等を行う必要があると考える。 ・平和と人権課の「女性に対する暴力と児童虐待には密接な関係があることから、子ども家庭支援センターと協力し、児童虐待防止推進月間（毎年11月）パネル展と同時開催する、Wリボンパネル展として実施した。」ことは、他課の事業にも目を向けることで効果が上がる、それぞれでパネル展を行うより効果的かつ、見ていただける人の範囲が拡がる工夫だったと思う。 ・研修、講座、パネル展など、様々な手段での情報発信や意識醸成の取り組みは評価できると思う。参加者や来場者の数の推移はわからないが、浸透度、関心度も高まっているものと期待する。

5.施策の評価（市民評価）

市民評価委員　コメント
・年度ごとの目標設定について、効果測定ができないと思われる抽象的な目標が見受けられた。令和7年度は、目標に対しての効果測定が可視化できるように各事業を遂行することを希望する。 また、各担当課は、目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開となることを意識して、第5次日野市男女平等行動計画の年度ごとの目標を具体的に設定することにより、さらに改善を進めることができるのではないかと期待している。 ・男女平等・人権尊重の意識づけをするための各種プログラム（講演会や研修）の参加者が、学習した内容を発表する機会を設けたり、感想をアンケートで集計することにより、フィードバックをうけた担当課は事業の効果を測定することができるのではないかと考えた。また、市民に学習の定着を促す仕組み・仕掛けがあるとよいと思う。 ・男女平等及び人権尊重に関する意識を高めるには継続的な周知・啓発活動が不可欠かと思われる。情報提供の充実化について評価する一方で、担当課による「今後の課題」からは、これまで以上に全職員に対して継続的な講座や研修等の学習機会を設け、男女平等及び人権尊重に関する意識づけや、実務上の知見等を身に付けていけるような方策の必要性が窺える。 ・継続的なパネル展による啓発活動の実施は評価できる。 ・子どもの育成に係る大人も受けやすい講座を充実させて多く学ぶ機会を設け、子どもが日常の生活の中からも、大人から人権意識の大切さを学んでもらえることが望ましい。 ・事業の「実施」による「質的成果」を広く周知し、他部門との連携にもつながるよう「可視化」の重要性を据えた工夫も期待したい。「実施」に止まらない「本質的課題解決」を見据えた螺旋状のPDCAが定着することに期待する。体制や人的配置の一層の充実を点検できる仕組みも整えられることが望ましい。 ・本評価システムを対面による「対話型」とすることで、実効性有効性が大きくアップすると考える。各部門における職員の方々の負担軽減にもつながると考えられるため今後のあり方に期待する。

Ⅰ-1-2	メディア・リテラシー(※)の普及と教育	担当課	市長公室・平和と人権課・全庁

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標　Ⅰ　人権が尊重される社会づくり
施策の方向性　1　性別に基づく固定的役割分担意識の解消

◇ 市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。
◇ さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行います。

※ メディアの内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、批判的に評価し、メディアからの情報を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力をさします。また、人々がメディアを使って表現する能力をもさします。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
5	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	市長公室・平和と人権課・全庁	市が発信する情報について、ジェンダー(社会的な男女の区別)にとらわれない表現を徹底し、ジェンダーの視点にたった市発行物の点検をする。男女平等に関する表現指針を必要に応じて見直し、活用する。	・男女平等に関する表現指針を確認し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針をよく理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・市の情報が適切に提供されている。		3.5	4.0	4.5	**5.0**	
6	メディア・リテラシーの育成	平和と人権課	メディアからの情報を適切に読み解き、活用する力を育てるための学習の機会を提供する。	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	男女平等推進センターとして、メディア・リテラシーの学習の機会が提供されいる		3.0	3.0	3.0	**3.0**	

3.達成状況　評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
5	**市長公室**	**市長公室**	**市長公室**
	広報紙をはじめとする市の情報発信媒体について、性別をはじめとする偏った表現を用いないよう配慮を行っている。	なし	庁内の意識は醸成されていると感じている。さらに、アンコンシャス・バイアスに対する気づきやその改善を図っていく。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	引き続き市民や事業者がいつでも閲覧できるように「日野市表現に関する指針」を市HPで公開している。また、庁内刊行物の表現について、他部署からの相談に応じた。		
6	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	引き続き市民や事業者がいつでも閲覧できるように「日野市表現に関する指針」を市HPで公開している。	男女平等推進センターフォーラム2018にてメディアリテラシーをテーマにした講演会を実施して以来、イベント等は実施できていない。	学習機会の提供。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	3.3
4年度	3.5
5年度	3.8
6年度	**4.0**
7年度	

Ⅰ-2-1 ★重点施策	性の多様性に関する理解促進（新規）	担当課	教育指導課・中央公民館・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅰ　人権が尊重される社会づくり
施策の方向性　2　多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり（新規）

◇ 市民への性的マイノリティの理解促進に向けて、庁内全職員への性的マイノリティを含む人権啓発研修を継続して実施します。
◇ 多様な性、多様な生き方を認める社会形成をめざして、学校や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消をめざした啓発や理解促進に向けた情報提供を行います。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
7	性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進と職員研修の実施（新規）	平和と人権課・教育指導課	市職員、教職員への研修を継続実施し、性的マイノリティに関する理解を深め、個々に適切な対応が取れるようにするとともに、児童・生徒の性的マイノリティへの理解促進のため、人権教育の一環として推進していく。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	職員、児童、生徒に性的マイノリティへの理解が広がる		4.0	4.0	4.5	**5.0**	
8	性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業（新規）	中央公民館・平和と人権課	多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりと理解促進のための情報提供を行い、相談体制を整備する。	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・令和4年度から相談体制を展開できるように準備する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	市内に性的マイノリティへの理解が広がる		4.0	4.0	4.0	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
7	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	多様な性の当事者（性的マイノリティ当事者）への理解促進のため、新人職員に対し動画視聴による研修を実施（受講者数32名）。 また課長職を対象に、より実践的なロールプレイを用いた研修を実施した（令和６年（2024年）12月25日実施、受講者数15名）。 またLGBT研修を、児童館職員向けに開催した（令和6年（2024年）10月16日、受講者数59名）。		
	教育指導課	**教育指導課**	**教育指導課**
	性教育についての東京都からの通知を各学校に周知している。各学校は、各教科等の内容を相互に関連付けながら学校の教育活動全体を通じて性教育を行っている。		
8	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	的マイノリティ理解促進パネル展（令和6年（2024年）12月4日～12月10日＊人権週間）を実施を実施した。 多様な性に関する専門相談窓口「にじいろ相談」を実施した。（相談件数1件※令和7年2月現在） 実施日：第3金曜日午後　全1コマ		にじいろ相談の相談件数が少ないため、必要としている人に情報が届くよう、窓口の周知方法及び相談実施方法の見直しを検討し、利用率の増加を目指す。
	中央公民館	**中央公民館**	**中央公民館**
	3月にの鈴木茂義氏（公立小学校非常勤講師、NPO法人プライドハウス東京理事）を講師にお迎えしてLGBTQ＋の基礎から学び、理解することで誰もが安心して暮らせる世の中になるよう啓発を行っていく。		今後も当事者の方を講師にお招きして皆と話し合い周知啓発に努めていきたい。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	4.3
6年度	**4.5**
7年度	

本部評価委員　コメント
・用語等の基礎知識は浸透しつつあると思われるが、当事者を傷つけることなく社会全体で包摂するため具体的にどう行動するかが重要になっている。継続して取り組む必要がある。
・引き続き啓発をお願いしたい。
・市職員が多様な性・生き方への理解を深め、各業務の中で偏見や差別の解消につながる対応に努めることは、啓発としても当事者支援としても継続する必要がある。
・性的マイノリティへの理解促進には、継続した学びの機会の提供が必要であると思う。職員が自分の仕事とつなげて考えられよう、いろいろな切り口から、啓発をしてほしい。
・アメリカの多様性政策の後退が心配だが、計画に基づき誰もが生きやすい社会を目指し、様々なアプローチを継続してほしいと思う。

5.施策の評価（市民評価）

市民評価委員　コメント
・年度ごとの目標設定について、効果測定ができないと思われる抽象的な目標が見受けられた。令和7年度は、目標に対しての効果測定が可視化できるように各事業を遂行することを希望する。 　また、各担当課は、目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開となることを意識して、第5次日野市男女平等行動計画の年度ごとの目標を具体的に設定することにより、さらに改善を進めることができるのではないかと期待している。
・「にじいろ相談」の件数が少ない状況について、情報提供のターゲットを広めて周知するようにお願いしたい。
・多様な性の当事者に関する理解促進を図る研修の実施状況について評価すると共に、さらに継続、充実させ、偏見や差別の解消を目指してほしい。
・多様性・多様な生き方を尊重は合言葉のように使用されてきているが、本来の理解・促進には至っていない。研修・パネル展などの啓発・情報提供の取り組みは評価できる。
・にじいろ相談室についてはチャットなどその他相談機関が使用しているツールを使わないと相談することが難しいことが想定される。相談の目的や窓口を整理して検討した方がよいと考える。
・事業の「実施」による「質的成果」を広く周知し、他部門との連携にもつながるよう「可視化」の重要性を据えた工夫も期待したい。「実施」に止まらない「本質的課題解決」を見据えた螺旋状のPDCAが定着することに期待する。体制や人的配置の一層の充実を点検できる仕組みも整えられることが望ましい。
・本評価システムを対面による「対話型」とすることで、実効性有効性が大きくアップすると考える。各部門における職員の方々の負担軽減にもつながると考えられるため今後のあり方に期待する。

Ⅰ-2-2 ★重点施策	性的マイノリティへの支援（新規）	担当課	職員課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅰ　人権が尊重される社会づくり
施策の方向性　2　多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり（新規）

◇ 関係団体等と連携し、多様な性、多様な生き方を抱える人たちの交流スペースの設置や相談事業等を行います。
◇ 性的マイノリティの人たちへの差別や困難が生じることのない社会づくりをめざして、パートナーシップ制度「仮称」等の導入に向けて取り組んでいきます。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
9	交流スペースの設置（新規）	平和と人権課	当事者、親族、支援者等の交流スペース「虹友カフェ」を運営する。	・居場所事業としてい虹友カフェを実施する	・居場所事業としてい虹友カフェを実施する	・居場所事業としてい虹友カフェを実施する	・居場所事業としてい虹友カフェを実施する	・居場所事業として虹友カフェを実施する		5.0	5.0	5.0	**5.0**	
10	相談事業の周知（新規）	平和と人権課	他機関等、相談窓口等についてホームページや情報誌等にて周知する。	・相談を受けられる体制の準備	・相談を受けられる体制を実施。1回／週	・相談を受けられる体制を実施。1回／週	・相談窓口の周知を強化し、相談を必要とする方へ情報を届ける。	・相談を受けられる体制を維持		5.0	5.0	4.0	**4.0**	
11	パートナーシップ制度（仮称）等の導入に向けた取組（新規）	職員課・平和と人権課	同性のカップル等が婚姻に相当する関係を公的に認める制度の導入にあたっては、新たな審議会等の設置も含め、先進事例を参考にしながら検討し、当事者や支援団体からの意見を積極的に聴取し、当事者の方々に寄り添った制度の構築をしていく。 また、市職員についても、休暇や給付金等の福利厚生が適用されるよう検討していく。	・制度導入にあたり、検討が必要な職員の休暇制度等について項目出しを行い、現状の課題等を共有する。 ・パートナーシップ制度導入の準備、検討会の実施	・制度導入に合わせ、休暇制度等の具体的な案を作成する。 ・パートナーシップ制度導入の準備、検討会の実施。	・休暇制度等について運用状況を確認、見直しの必要性を判断する。 ・パートナーシップ制度を条例に位置付ける	・休暇制度等について運用状況を確認、見直しの必要性を判断する。 ・パートナーシップ制度の見直しの準備	・同姓のカップル等が婚姻に相当する関係を公的に認める制度に即した職員の休暇制度等を整備し、すべての職員が働きやすい環境を推進する。		5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
9	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	多様な性の当事者の悩みを解消することなどを目的として、虹友カフェ（交流スペース）を年8回実施（来場者数42名）。 また多摩近隣の11市と連携し、若年層性的マイノリティ支援事業として居場所事業を国立市・多摩市・東村山市の施設にて実施		
10	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	多様な性に関する専門相談窓口「にじいろ相談」（相談件数1件※令和7年2月現在）を実施。女性相談と合わせ、チラシ、広報やホームページで周知を行った。		にじいろ相談の相談件数が少ないため、必要としている人に情報が届くよう、窓口の周知方法及び相談実施方法の見直しを検討し、利用率の増加を目指す。
11	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	日野市パートナーシップ制度を実施。チラシやホームページ、男女平等推進センター情報誌「ふらっと」などで周知した。令和6年度の宣誓数は9組。延べ申請数は14組。（※令和7年2月現在） 引き続き、市営住宅の申込、市立病院での手続き、職員の休暇取得等でパートナーシップ制度が適用されている。 東京都との協定も継続。東京都パートナーシップ宣誓制度と日野市パートナーシップ制度の相互利用が可能となっている。		
	職員課	**職員課**	**職員課**
	休暇制度等について運用状況を確認、現時点では見直し不要と判断した。	特になし	令和7年度、「遺族等」の範囲にパートナーを含める改正を実施予定。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	5.0
4年度	5.0
5年度	4.7
6年度	**4.7**
7年度	

本部評価委員　コメント
・当事者の困りごとや悩みを把握し、施策に生かすことも必要だと思われる。パートナーシップ制度の利用者の声を聞いてみてはどうか。 ・引き続き啓発をお願いしたい。 ・当事者間での思いや情報の共有ができる交流の場を設けることは重要な支援と考える。具体的に解決すべきことがしっかり専門相談窓口への相談につなげられる仕組みになっていることが望ましい。 ・パートナーシップ制度をより有効なものになるよう随時見直しを行っていることを評価する。 ・「にじいろ相談」の件数が、とても少ない。対象となる方たちや周囲の支援者の方々への周知はもちろんであるが、なぜ相談窓口を利用しないのか？を探る必要があるのではないかと感じる。パートナーシップ宣言をしている方たちや、にじ友カフェ利用者などへのアンケートなども含め、検討してほしい。 ・性的マイノリティの悩みを共有できる場、相談窓口がより活用されるよう周知の仕方を工夫してもらえればと思う。パートナーシップの宣誓数が増加したことはとてもよかった。

5.施策の評価（市民評価）

市民評価委員　コメント
・年度ごとの目標設定について、効果測定ができないと思われる抽象的な目標が見受けられた。令和7年度は、目標に対しての効果測定が可視化できるように各事業を遂行することを希望する。 　また、各担当課は、目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開となることを意識して、第5次日野市男女平等行動計画の年度ごとの目標を具体的に設定することにより、さらに改善を進めることができるのではないかと期待している。 ・「にじいろ相談」の件数が少ない状況について、東京都ではオンライン相談に対応していると聞いたので、希望者に利用してもらえるように周知をお願いしたい。 ・「虹友カフェ」「にじいろ相談」の存在意義は大いに認めるところであり、さらに多くの利用者を目指して、整備、周知啓発を進めてほしい。すでになされているかもしれないが、参考のために利用者から利活用に関する意見聴取も有効かと考える。 ・多摩近郊11市との連携での支援事業は評価できると共に今後も拡大してほしい。 ・にじいろ相談そのもののアクセスが悪いことも検討した方がよいと思われる。通常対面でプライベートな相談をすることは、若い世代を中心に避けがちなため、LINE等を活用した間口の広いチャット相談などを検討してほしい。またこうした相談事業は東京都も含め各地に多く民間・公共問わずあるためそうしたリソースがあることも念頭に置き、独自で相談窓口を持つだけでなく、事業の事務軽減等も視野におきながら日野市が行う相談事業としてより効率的な手法で相談事業そのものの在り方を検討して頂きたい。行政でしかできない立法や福祉サービスもあると思う。 ・事業の「実施」による「質的成果」を広く周知し、他部門との連携にもつながるよう「可視化」の重要性を据えた工夫も期待したい。「実施」に止まらない「本質的課題解決」を見据えた螺旋状のPDCAが定着することに期待する。体制や人的配置の一層の充実を点検できる仕組みも整えられることが望ましい。 ・本評価システムを対面による「対話型」とすることで、実効性有効性が大きくアップすると考える。各部門における職員の方々の負担軽減にもつながると考えられるため今後のあり方に期待する。

Ⅰ-3-1	性の尊重に関する普及啓発	担当課	教育指導課・健康課・子ども家庭支援センター・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅰ　人権が尊重される社会づくり
施策の方向性　3　生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援

◇ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※）の考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。
◇ 学校においては、学習指導要領に基づき児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、性に関する正しい知識の普及に努めます。

※「女性の性と生殖に関する健康と権利」のこと。人権と性の視点から妊娠、出産、避妊などについて肉体的、精神的、社会的に男女の健康を保障し女性の自己決定権を尊重する考え方で、1994（平成6）年の国際人口開発会議（カイロ）において提唱されました。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
12	からだと性に関する正確な情報提供	教育指導課・健康課・子ども家庭支援センター・平和と人権課	学校教育において学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施する。 家庭で子どもに対し性に関する正しい知識を伝えるための情報提供を行う。エイズや性感染症について、予防・早期発見のため、発達段階に応じた正しい知識の普及、情報提供を行う。	＜教育指導課＞ ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる ＜健康課＞ ・適切な情報提供を随時行う。 ＜子ども家庭支援センター＞ ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	＜教育指導課＞ ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる ＜健康課＞ ・適切な情報提供を随時行う。 ＜子ども家庭支援センター＞ ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	＜教育指導課＞ ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる ＜健康課＞ ・適切な情報提供を随時行う。 ＜子ども家庭支援センター＞ ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる ・適切な情報提供を随時行う。 ・子ども包括支援センターみらいく内中高生世代スペースにて、思春期特有のからだやこころに関する様々な悩みを専門家に相談できる機会を提供する。 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	＜健康課＞ ・正しい情報提供により、からだと性に関する理解が深まっている。 ＜子ども家庭支援センター＞ ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして正しい情報提供により、からだと性に関する理解が深まっている。		4.0	4.0	4.3	**4.8**	
13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	健康課・子ども家庭支援センター・平和と人権課	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の考え方に基づく女性の性の尊重及び生き方の決定に関する啓発、情報提供を行う。	・適切な情報提供を随時行う。	・適切な情報提供を随時行う。	・適切な情報提供を随時行う。	・適切な情報提供を随時行う。	・正しい情報提供により、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解が深まっている。		4.0	3.5	4.0	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
12	**教育指導課**	**教育指導課**	**教育指導課**
	各学校は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた教育活動を実施した。		
	健康課	**健康課**	**健康課**
	健康に関する相談窓口として対応。市ホームページにおいて、女性の健康に関する情報提供を行った。市の展示スペースにて女性の健康に関する周知、啓発を行った。	なし	健康に関する相談窓口として役割を果たしていく。引き続き、情報提供を行う。
	子ども家庭支援センター	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	11月に中高生世代を対象にして、専門の講師を呼び、プレコンセプションケア事業を実施。2月にも第2回目を実施予定。		より多くの中高生に参加してもらえるようなプレコンセプションケアを実施、
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を13冊拡充、蔵書を拡充した。また、国や都の情報をホームページで発信し、発行しているパンフレット等は男女平等推進センターへ配架した。		
13	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	母子健康手帳交付窓口での妊婦面接や新生児訪問、3～4か月児健診（産婦健診）でのヒアリング時やママパパクラスにて啓発、必要な情報提供を実施。		平和と人権課とプレコンセプションケアの取り組みを踏まえた啓発等の実施
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を13冊拡充、蔵書を拡充した。また、国や都の情報をホームページで発信し、発行しているパンフレット等は男女平等推進センターへ配架した。		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	3.8
5年度	4.1
6年度	**4.4**
7年度	

Ⅰ-3-2	性差医療及び性差に応じた健康支援の実施	担当課	健康課・市立病院・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅰ　人権が尊重される社会づくり
施策の方向性　3　生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援

◇ 女性一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、女性特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援します。また、気軽に相談することのできる体制を構築するとともに、性差医療に関する情報提供、必要時の受診勧奨など幅広く対応していきます。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
14	女性特有の心や身体の健康支援	健康課・市立病院・平和と人権課	女性特有の子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施する。また、その重要性について周知し、受診率を上げる。妊娠や出産、また更年期の体の変調に対応した専門外来の充実や、こころの健康を支援する相談を実施する。	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす（現状：20.2%） ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回／週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回／週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回／週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回／週	・自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう子宮頸がん検診、及び乳がん検診体制を整備する。 ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談事業が維持されている。 ・子宮頸がん及び乳がんに関する知識を広報等で周知するとともに、検診の情報提供を引き続き実施。		4.0	3.3	4.0	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
14	**健康課**	**健康課**	**健康課**
	・子宮頸がん検診及び乳がん検診の実施 ・受診率向上のため、広報ひのやLINE、受診勧奨はがき・チラシで周知 受診勧奨はがき・チラシは、対象者が理解しやすい内容に一新。 ・3年度～4年度に比べて受診者数は増加傾向。	なし	受診率向上
	市立病院	**市立病院**	**市立病院**
	令和3年度末まで、更年期周辺世代を対象にした「女性内科」外来を設置し、更年期に起こる様々な症状や体の変化などを内科の視点から診察を行った。	担当医師の退職に伴い、令和4年度以降「女性内科」専門外来の診察はできていない。	病院の経営強化。医師の確保。診療体制の充実。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	女性相談を実施（相談件数　265件）。 実施日：第1～4火曜日（夜間）及び水曜日（日中）、第1金曜日（日中）　全101日		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	3.3
5年度	3.9
6年度	**4.0**
7年度	

Ⅰ-4-1	共生社会の実現に向けた取組（新規）	担当課	教育指導課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅰ　人権が尊重される社会づくり
施策の方向性　4　多文化共生社会の理解促進と外国人への支援（新規）

◇ 学校での多文化理解に関する教育の実施や多文化交流機会の提供など、理解促進に向けた取組を行います。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
15	多文化理解に関する啓発、国際交流支援（新規）	平和と人権課・教育指導課	学校や地域において、さまざまな国の文化を理解するための学習機会を提供する。 また、講座等啓発事業を通じて、日本人と外国人がともに相互理解を深め、異文化の存在を認め合いながら、地域での住みやすい環境づくりを行う。	・多文化共生版地域懇談会を開催し、日本人と外国人の相互理解の機会をつくる。	・3年度よりもよりテーマを絞った懇談会を開催し、相互理解の深化を推進する。	・多文化共生プロジェクトや支援団体連携会との連携を密にし、市内の多文化共生を推進する。	多文化共生ネットワークによる情報共有と多文化共生プロジェクトの更新。また、関連する事業の実施により多文化要請の推進を図る。	・多文化共生プロジェクトや支援団体連携会との連携を密にし、市内の多文化共生を推進する。		5.0	4.5	4.5	**4.5**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
15	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	支援団体と連携して、防災・子ども食堂など多角的な視点から、多文化共生を考える、「多文化共生の地域づくり講座」を実施した。計30名の参加があった。	多文化共生プロジェクトの更新を予定していたが、令和5年度で一区切りとする判断をした。	講座実施にあたり、外国人当事者の参加が少なかった。日本人・外国人の相互理解にあたり、外国人参加者に広く周知が必要。 また多文化共生について、男女平等の視点を広げ、人権の課題として取り組んでいく。
	教育指導課	**教育指導課**	**教育指導課**
	各学校は、外国語科や道徳科、又、学校2020レガシーの取組等を通して「豊かな国際感覚」の育成を目指した教育活動を実践した。		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	5.0
4年度	4.5
5年度	4.5
6年度	**4.5**
7年度	

Ⅰ-4-2	外国人が暮らしやすい社会づくり（新規）	担当課	平和と人権課・全庁

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅰ　人権が尊重される社会づくり
施策の方向性　4　多文化共生社会の理解促進と外国人への支援（新規）

◇ 多言語での情報提供や外国語での相談窓口対応など、外国人でも不自由を感じることなく日常生活を送れる環境整備に努めます。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
16	多言語による情報提供及び相談体制の充実（新規）	平和と人権課・全庁	窓口での行政サービスについて、外国人が適切な支援が受けられるよう、母国語や、やさしい日本語などによる情報提供を行い、また生活や行政手続きなどでの困難を解消するために相談体制の充実を図る。	・制度案内の翻訳事業を継続する。また4年度以降相談窓口の常設化に向けての準備を進める。	・相談窓口を常設化し、庁内におけるやさしい日本語の認知度を拡げるための研修などを実施する。	・やさしい日本語の研修を毎年度行うよう体制を整える。	窓口での行政サービスについて、母国語でないと対応が困難な方のための通訳サービスの利用について庁内に周知をしていく。	・やさしい日本語の研修を毎年度行うよう体制を整える。		5.0	4.0	4.0	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
16	**平和と人権課** 庁内各課の資料の翻訳を行った。「4課12件」 庁内窓口での母国語でないと対応不可能な方への対応のため通訳サービスの情報を引き続きHPに掲載し、情報提供を行った。 外国人相談窓口として、外国人から相談対応を行った。「相談件数6件」	**平和と人権課** 外国人相談件数が少ないため、外国人がどこを相談機関として利用しているのか、なぜ相談件数が少ないのかを調査するため、関係機関との連携が必要。	**平和と人権課** 引き続き翻訳業務を実施していく。 支援団体と連携し、外国人の必要とする資料について聞き取りを行い、翻訳する資料の検討材料としていく。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	5.0
4年度	4.0
5年度	4.0
6年度	**4.0**
7年度	

Ⅱ-1-1 ★重点施策	配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化	担当課	子ども家庭支援センター・関連部署・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅱ　あらゆる暴力の根絶を目指す＜日野市配偶者暴力対策基本計画＞
施策の方向性　1　配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

◇ DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。
◇ DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、近隣自治体とともに検討していきます。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
17	DVの未然防止と早期発見のための啓発	平和と人権課	加害者の自覚と被害者の気づきを促す啓発事業を実施する。啓発誌、パネル展、講演会などにより、DV防止や早期発見のための周知を行うとともに、関連機関に情報提供し、連携を強化する。	・講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	・講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	・講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	・講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制を強化する。	・啓発により、DVが未然に防止され、DVから逃れる人が増えている。		4.0	4.0	5.0	**5.0**	
18	児童虐待への対応と防止に関する取組（新規）	子ども家庭支援センター	相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。虐待の芽を早期に摘む取組や再発防止のための見守り等を行う。毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民へのさまざまな啓発活動に取り組む。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。		5.0	5.0	5.0	**5.0**	
19	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	関連部署・平和と人権課	女性相談、関連部署への相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施する。	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 3回／週	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 3回／週	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 3回／週	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 3回／週	・相談の中で必要な支援を洗い出し、丁寧な合意形成を得ながら、関係機関と連携した支援が展開できている。		4.5	4.5	4.8	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
17	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施。（偶数月第3土曜日、全6回実施、参加者54名） 女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）に合わせてSTOP The DVパネル展を実施しているが、令和6年度は女性に対する暴力と児童虐待には密接な関係があることから、子ども家庭支援センターと協力し、児童虐待防止推進月間（毎年11月）パネル展と同時開催する、Wリボンパネル展として実施した。（令和6年（2024年）11月1日～11月31日） デートDV出張講座を市内中学校全8校で実施（参加者1,403名）。 必要に応じて、関係機関と連携し、支援が必要な方へ相談窓口等の情報提供を行った。		女性相談は男性も利用することができるが、その名称から男性も利用できることが分からない。名称を変更するか、別途男性相談を設けるか、他市の取組状況も鑑みて検討をしていく。
18	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	児童虐待防止推進月間（11月）において講演会やオレンジリボンキャンペーン等、様々な啓発活動に取り組んだ。 児童虐待防止啓発のため、市内小学校の4年生を対象に、全17校で出前授業を実施した。		児童虐待防止推進月間の周知啓発活動について常に効率的、効果的な方法を検討していく。
19	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	女性相談にて、DVや就労支援など、本人のお悩みに即した相談を実施することができた。相談の内訳、稼働率を分析し、相談枠を確保した。 実施日：第1～4火曜日（夜間）及び水曜日（日中）、第1金曜日（日中）　全101日）、相談件数は265件。 また相談内容に応じて、関係機関と連携し、支援が必要な方へ相談窓口等の情報提供を行った。		女性相談は男性も利用することができるが、その名称から男性も利用できることが分からない。名称を変更するか、別途男性相談を設けるか、他市の取組状況も鑑みて検討をしていく。
	関連部署	**関連部署**	**関連部署**
	相談者に応じて課題の整理、情報提供等を工夫し、必要な支援に繋がれるように丁寧な対応に努めた。関係機関とも必要に応じて連携した支援を実施できている。	なし	避難が必要と判断されるケースでも相談者の生活環境や精神面の状態などにより避難に繋がらないケースがある。また、相談者の中には配偶者（パートナー）からの暴力以外にも問題を抱えていることも多く、適切に関係機関に繋ぐための相談員のスキル向上が必要。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.5
4年度	4.5
5年度	4.8
6年度	**5.0**
7年度	

本部評価委員　コメント
・他部署との連携によりさらに効果的な取組を行ってもらいたい。オレンジリボン・パープルリボンのWリボンキャンペーンは継続することが望ましい。 ・被害が女性に多いとはいえ、DVは女性問題ではなく「人権侵害」であることへの理解を深める取組を続けてほしい。 ・DV支援も、相談者の状況、考えなどの変化が年々あると思う。今後も適切な支援に繋げたり、相談者の気持ちに寄り添った支援を実施するために、今の時代も見据えた相談員のスキルが必要であると考える。 ・相談者のニーズと相談窓口の体制がマッチしているかを確認することは大切だと思う。女性相談とは別に男性相談の枠を設けている自治体もあるようだ。毎年260件を超える利用がある必要とされている窓口のためぜひ周知に取り組んでほしいと思う。

5.施策の評価（市民評価）

市民評価委員　コメント
・年度ごとの目標設定について、効果測定ができないと思われる抽象的な目標が見受けられた。令和7年度は、目標に対しての効果測定が可視化できるように各事業を遂行することを希望する。 　また、各担当課は、目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開となることを意識して、第5次日野市男女平等行動計画の年度ごとの目標を具体的に設定することにより、さらに改善を進めることができるのではないかと期待している。 ・女性相談と男性相談をわかりやすく周知することが今後の課題となっているため、「女性相談・男性相談」と併記することを提案する。 ・デートDV防止など人権に関する教育・啓発を中学校だけではなく、高等学校においても推進し、暴力によらない対等な関係づくりについて学習する機会を設けてほしい。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進の意味合いからも、悩みを人に相談しにくく感じている男性も多いと思われるため、男性が相談できる相談窓口は必要だと考える。心のよりどころを求める気持ちに男女格差はないように思う。 ・相談支援とスキルアップに関しては喫緊の課題かと思われるため早急に対応して頂きたい。特に人員の確保については急務であると思われる。一方で職員確保に関しては日野市役所も他の会社・法人と同じく困難を抱えていると推察できるため、日野市役所全体で積極的に業務の仕分けを行い、働きやすいパートタイム労働などで代替できるものは率先して置換していき、正規職員の勤務時間を軽減した上で、専門職の方のパートタイム労働なども積極的に取り入れて人員確保をお願いしたい。 ・事業の「実施」による「質的成果」を広く周知し、他部門との連携にもつながるよう「可視化」の重要性を据えた工夫も期待したい。「実施」に止まらない「本質的課題解決」を見据えた螺旋状のPDCAが定着することに期待する。体制や人的配置の一層の充実を点検できる仕組みも整えられることが望ましい。 ・本評価システムを対面による「対話型」とすることで、実効性有効性が大きくアップすると考える。各部門における職員の方々の負担軽減にもつながると考えられるため今後のあり方に期待する。

Ⅱ-1-2	配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援	担当課	関係部署・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅱ　あらゆる暴力の根絶を目指す＜日野市配偶者暴力対策基本計画＞
施策の方向性　1　配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

◇ 被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
20	被害者の安全確保に向けた支援	関係部署・平和と人権課	緊急一時保護の実施。警察、民間支援団体等関連機関との連携を強化しすみやかに被害者を保護する。民間支援団体の活動状況を把握し、財政的な面も含め適切で効果的な支援を行う。	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・避難の必要な被害者が、納得の上ですみやかに一時保護を利用できている。		4.5	4.5	5.0	**5.0**	
21	被害者の回復（自立）支援	関連部署・平和と人権課	被害者の回復（自立）のため、住居・生活・就労などについて各制度を活用し、総合的に支援を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・各制度の情報提供が適切に行われ、総合的に被害者の回復（自立）に向けた支援がなされている。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供がされる。		4.0	4.0	4.3	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
20	**関連部署**	**関連部署**	**関連部署**
	すみやかに被害者を保護し、本人の意向を尊重し、自立に向けた支援を進めることができた。その中で、保護に繋がる体制基盤となる都や協定施設、繋ぎ先の施設等、関連機関としっかり連携することができた。	なし	被害者が抱える個別の事情や課題に応じた丁寧な対応が必要。安全確保のための避難の必要性を理解し、行動するよう促すことが難しい。また、一時保護施設を退所した後の安全な住居の確保には苦慮する場合がある。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	女性相談員と支援担当部署との情報交換会を実施。 またDV被害の初期相談窓口として相談を受け、必要に応じ支援担当部署へ情報提供した。		
21	**関連部署**	**関連部署**	**関連部署**
	被害者の意思を尊重しながら、今後の自立に向け活用できる資源を丁寧に説明し、一緒に考えながら、個々の状況に合わせた支援を行うことができた。	なし	避難先での生活の立て直しにあたっては馴染みのない場所での再スタートとなること等から丁寧な関わりが必要。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	「女性相談」を実施した。（実施日：第1～4火曜日（夜間）・水曜日、第1金曜日（全101日）女性相談件数：265件。 傾聴や相談内容に応じた関係機関などの情報提供を行った。 女性相談員に、最新の支援情報を得てもらうために研修に参加してもらった。 DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施（偶数月第3土曜日実施;参加者数延べ54人）。回復の為のプロセスや心の傷を皆と共有したり、被害者に寄り添った支援ができた。		女性相談は男性も利用することができるが、その名称から男性も利用できることが分からない。名称を変更するか、別途男性相談を設けるか、他市の取組状況も鑑みて検討をしていく。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.3
4年度	4.3
5年度	4.6
6年度	**4.5**
7年度	

Ⅱ-1-3	市の体制整備と連携強化	担当課	関係部署・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅱ　あらゆる暴力の根絶を目指す＜日野市配偶者暴力対策基本計画＞
施策の方向性　1　配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

◇ DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
22	情報管理の徹底	関連部署・平和と人権課	被害者が安全で安心して生活できるよう情報管理を徹底する。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持。	・個人情報の適切な管理体制の維持。	情報漏洩　0件	5.0	5.0	5.0	**5.0**	
23	DV対応マニュアルの見直しと活用	関連部署・平和と人権課	DV被害者に対し、二次被害を出さないようにするため、庁内におけるDV対応マニュアルを必要に応じて見直す。	・DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアル見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいような体制を維持。	DV被害者の二次被害　0件	4.5	4.5	4.8	**5.0**	
24	関連窓口を含む職員等の研修の実施	平和と人権課	関連窓口を含む職員等に対して、DVのさまざまなテーマに応じた研修を行う。	・関連窓口を含む職員等に対し、DVに関する正しい知識が習得できるよう、研修を実施する。	・関連窓口を含む職員等に対し、DVに関する正しい知識が習得できるよう、研修を実施する。	・関連窓口を含む職員等に対し、DVに関する正しい知識が習得できるよう、研修を実施する。	・関連窓口を含む職員等に対し、DVに関する正しい知識が習得できるよう、研修を実施する。	・職員が正しい知識を習得し、適切に対応ができている。		4.0	5.0	5.0	**5.0**	
25	各種関連窓口間の連携強化	平和と人権課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を定期的に開催し、情報交換を行い、縦割り行政の弊害をなくすよう連携を強化する。また、必要に応じて関連機関を含めた連絡会を開催する。	・職員研修及び連絡会の実施	・職員研修及び連絡会の実施	・職員研修及び連絡会の実施	・職員研修及び連絡会の実施	・連絡会の開催により、適切な対応ができている。		5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
22	**関連部署**	**関連部署**	**関連部署**
	被害者の安全・安心を最優先にし、必要最小限の情報提供を行った。	なし	被害者の個人情報や状況を関係機関と連携し、情報提供したことを管理する必要がある。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	女性相談事業における個人情報の適切な管理体制を維持している。		
23	**関連部署**	**関連部署**	**関連部署**
	DV対応マニュアルの見直しを行い、DV被害者支援担当者研修にて周知した。	なし	各部署のDV被害者支援担当者が異動により数年で変更になるため、マニュアルの運用徹底が難しい。また、実際には担当者が対応するとは限らず、誤った対応をしてしまう場合がある。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	年に一度、女性相談員と支援担当部署との情報交換会を実施。女性相談員が関係部署と連携し易いように体制を維持している。 またDV被害の初期相談窓口として相談を受け、必要に応じ支援担当部署へ情報提供した。		
24	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	令和6年（2024年）7月22日に外部講師を招き、配偶者暴力被害者支援担当者研修会（被害者支援に関する知識を再認識し、庁内における連携体制の強化を図ることを目的とした連絡会）を実施した。		外部講師及び女性支援新法をふまえた研修内容の検討。
25	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	令和6年（2024年）7月22日に外部講師を招き、配偶者暴力被害者支援担当者研修会（被害者支援に関する知識を再認識し、庁内における連携体制の強化を図ることを目的とした連絡会）を実施した。 また配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を書面開催し、当事者支援のための庁内連携方法について再認識を図る予定。		外部講師及び女性支援新法をふまえた研修内容の検討。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.6
4年度	4.9
5年度	4.9
6年度	**5.0**
7年度	

Ⅱ-2-1 ★重点施策	性犯罪・性暴力(※1)の防止に向けた意識啓発の強化(新規)	担当課	教育指導課・セーフティネットコールセンター・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標　Ⅱ　あらゆる暴力の根絶を目指す＜日野市配偶者暴力対策基本計画＞
施策の方向性　2　性犯罪・性暴力の防止(新規)

◇ 若年層に対して、デートDV(※2)やリベンジポルノ(※3)、JKビジネス(※4)等の暴力被害を防止するため、正しい知識や情報提供による意識啓発を行います。
◇ 被害にあった場合に相談しやすい窓口等の設置とワンストップ支援センターなどの相談機関の周知の徹底や、その他の情報提供を合わせて行います。

※1 ドメスティック・バイオレンス、強姦、強制わいせつ、子どもへの性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引等といった性に基づく暴力行為。また本人の望まないすべての性的な意味合いを持った行為で、性的な画像を見せることや、言葉による嫌がらせも含まれます。
※2 デートDV:結婚していない男女間における身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。
※3 リベンジポルノ:本人の同意を得ずに、元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいいます。
※4 JKビジネス:女子高生などの児童を対象とし、性を売り物としたサービスを提供させるもの。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
26	若年層に向けた意識啓発(新規)	セーフティネットコールセンター・平和と人権課	ストーカー、性犯罪・性暴力等の防止に関する啓発を行う。警察と連携し、近隣の大学等へストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDV等の防止に関する出張講座を開催する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・啓発及び講座の効果によるストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの絶対数の減少。 ・若年層の性犯罪・性暴力防止に対する意識が高まっている。		3.0	4.0	4.5	**4.5**	
27	学校等における教育や啓発の内容の充実(新規)	教育指導課・平和と人権課	性犯罪・性暴力被害予防に向けたリーフレット等の資料を活用し、保護者や地域の意識を高める。そのうえで学校は、保護者、地域の理解を得ながら予防教育を推進していく。 学校へのデートDV出張講座や情報提供等を行う。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。 関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。 関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。 関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。 関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。 関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・若年層の性犯罪・性暴力防止に対する意識が高まっている。		4.5	4.0	4.5	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
26	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**
	被害にあわれた方への情報をホームページに掲載、SNSでの啓発は通常月1回、被害者支援週間の前後には週2回以上の掲載を行った。	近隣の大学に対し、警視庁による性犯罪被害に関する研修の実施について働きかけをしているが大学側の意向により実現できていない。	近隣の大学に対し、警視庁による性犯罪被害に関する研修の実施について情報提供を行い、研修を実施する。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	市内中学校全8校の3年生1,403人を対象に弁護士を講師としたデートDV出張講座を実施し、DVの被害者にも加害者にもならないための意識啓発を行うことができた。 女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年11月12日～25日)に合わせてSTOP The DVパネル展を実施しているが、令和6年度は女性に対する暴力と児童虐待には密接な関係があることから、子ども家庭支援センターと協力し、児童虐待防止推進月間(毎年11月)パネル展と同時開催する、Wリボンパネル展として実施した。(令和6年(2024年)11月1日～11月31日)		
27	**平和と人権課**	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	市内中学校全8校の3年生1,403人を対象に弁護士を講師としたデートDV出張講座を実施し、DVの被害者にも加害者にもならないための意識啓発を行うことができた。 女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年11月12日～25日)に合わせてSTOP The DVパネル展を実施しているが、令和6年度は女性に対する暴力と児童虐待には密接な関係があることから、子ども家庭支援センターと協力し、児童虐待防止推進月間(毎年11月)パネル展と同時開催する、Wリボンパネル展として実施した。(令和6年(2024年)11月1日～11月31日)		
	教育指導課	**教育指導課**	**教育指導課**
	性犯罪・性暴力被害予防に向けた東京都からの通知を各学校に周知した。 中学校8校が、3年生を対象にデートDV出張講座の授業を実施した。		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	3.8
4年度	4.0
5年度	4.5
6年度	**4.8**
7年度	

本部評価委員　コメント
・若年層が加害者にも被害者にもならないよう、基本的な人との接し方や関係づくりを人権の視点で伝えることが重要。子ども家庭支援センター等との連携も検討してほしい。 ・「デートDV出張講座」の市内全中学校での実施は重要な取り組みであり、「日野市子ども条例」にも基づく取り組みとして今後も続けてほしい。 ・DVや性被害は、人権侵害にあたるからこそ、人権尊重の意識の醸成と合わせた理解が必要であると考える。そのような啓発・周知の機会を今後ももってほしい。 ・性犯罪・性暴力被害を防止しなければならないという意識は近年社会全体で高まっていると思うため、研修の実施に後ろ向きな大学の考えも変えられると期待している。

5.施策の評価（市民評価）

市民評価委員　コメント
・年度ごとの目標設定について、効果測定ができないと思われる抽象的な目標が見受けられた。令和7年度は、目標に対しての効果測定が可視化できるように各事業を遂行することを希望する。 　また、各担当課は、目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開となることを意識して、第5次日野市男女平等行動計画の年度ごとの目標を具体的に設定することにより、さらに改善を進めることができるのではないかと期待している。 ・令和5年度の評価シートで、今後の課題として「学校が行う取組について、家庭・保護者等にも周知できるよう、学校Webページ等の活用を推進する。」と書かれていたのが、令和6年度は課題が改善して達成状況が5.0になったのは、この評価システムが機能して改善がみられたよい事例だと考える。 ・デートDV防止など人権に関する教育・啓発を中学校だけではなく、高等学校においても推進し、暴力によらない対等な関係づくりについて学習する機会を設けてほしい。 ・児童・生徒に対して、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない、させないような意識啓発に向けた教育（学習）の場を専門家などを招聘し、設けてほしい。 ・人権侵害をしてしまわないよう、相手を尊重するという基本的な意識感覚を身につけ社会全体で人権を守ってゆく為の意識啓発を学ぶ機会の拡大（窓口や対象年齢など）をしてほしい。 ・近隣大学へのアプローチを実現できるよう、まず取り組むべきは企業等の組織体に向けた必要性の認知向上であると考えられるので、啓発プロセスの再検討をしていただきたい。 ・事業の「実施」による「質的成果」を広く周知し、他部門との連携にもつながるよう「可視化」の重要性を据えた工夫も期待したい。「実施」に止まらない「本質的課題解決」を見据えた螺旋状のPDCAが定着することに期待する。体制や人的配置の一層の充実を点検できる仕組みも整えられることが望ましい。 ・本評価システムを対面による「対話型」とすることで、実効性有効性が大きくアップすると考える。各部門における職員の方々の負担軽減にもつながると考えられるため今後のあり方に期待する。

Ⅱ-2-2	被害者への支援	担当課	セーフティネットコールセンター・子ども家庭支援センター・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅱ　あらゆる暴力の根絶を目指す＜日野市配偶者暴力対策基本計画＞
施策の方向性　2　性犯罪・性暴力の防止（新規）

◇ 医療機関等と連携した支援を図るとともに専門の支援機関等の紹介を行います。
◇ 学校での相談機会の提供や若年層が利用しやすい相談方法を検討します。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
28	関係機関との連携による被害者支援（新規）	セーフティネットコールセンター・子ども家庭支援センター	警察や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のこころに寄り添いながら、迅速な対応を行う。	・警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のこころに寄り添いながら迅速な対応を行う	・警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のこころに寄り添いながら迅速な対応を行う	・警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のこころに寄り添いながら迅速な対応を行う	・警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のこころに寄り添いながら迅速な対応を行う	・連携の強化によりスピード感のある対応を構築する		5.0	5.0	5.0	**5.0**	
29	相談窓口等の周知と情報提供（新規）	セーフティネットコールセンター・子ども家庭支援センター・平和と人権課	相談窓口等の周知や情報提供を図り、連携体制を整える。	・ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	・ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	・ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	・ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	・周知内容及び媒体・手段の充実により広く浸透させる。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。		4.7	4.3	4.7	**4.7**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
28	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**
	性被害ワンストップ支援センターの見学及び交流会へ参加し、ネットワークの構築に努めた。 被害者の同行支援や弁護士の紹介等、連携し対応することができた。	なし	引き続き警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のこころに寄り添いながら迅速な対応を行う。
	子ども家庭支援センター	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	性虐待が疑われた時は、速やかに児童相談所と連携し、支援を行った。		引き続き関係機関と連携し、対象者に寄り添い迅速な支援や対応を行う。
29	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**
	相談窓口の周知について、日野市ホームページやSNSを活用した情報発信、広報にて特集記事の掲載（8月）、産業まつりにて日野警察と連携しリーフレット等の配布など、さらに周知を強化した。	なし	引き続き関係機関と連携した啓発を行うとともに、更なる周知の方法を検討する。
	子ども家庭支援センター	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	性虐待が疑われた時は、速やかに児童相談所と連携し、支援を行った。児童虐待防止のため、小学校の4年生を対象に、全17校で出前授業を実施、相談窓口を周知した。		引き続き関係機関と連携し、対象者に寄り添い迅速な支援や対応を行うとともに、市内小学校で児童虐待に関する出前授業を実施し、相談窓口を周知していく。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	広報、ホームページ、リーフレットなどで「女性相談」、「にじいろ相談」、「人権身の上相談」の相談窓口の周知を行った。 また、年に一度、女性相談員と支援担当部署との情報交換会を実施。女性相談員が関係部署と連携し易いように体制を維持している。 またDV被害の初期相談窓口として相談を受け、必要に応じ支援担当部署へ情報提供した。		にじいろ相談と人権身の上相談の利用者数が増えていないため、必要としている人に情報が届くよう、窓口の周知方法を検討し、利用率の増加を目指す。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.8
4年度	4.7
5年度	4.8
6年度	**4.8**
7年度	

Ⅱ-3-1	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	担当課	教育指導課・職員課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅱ　あらゆる暴力の根絶を目指す＜日野市配偶者暴力対策基本計画＞
施策の方向性　3　さまざまな暴力・ハラスメントの防止

◇ 地域や学校、職場においてセクシュアル・ハラスメントをはじめさまざまなハラスメントやいじめなどすべての暴力を防止するために情報提供や意識啓発を進めるとともに、被害者への相談を実施します。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
30	セクハラ・パワハラ等に関する啓発と情報提供	職員課・平和と人権課	さまざまなハラスメント防止に向けて啓発・情報提供を行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・職員一人ひとりがハラスメントについて正しく理解する。 ・正しい情報提供により、ハラスメントに関する理解が深まっている。		4.0	4.5	4.5	**4.5**	
31	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、学校等における教育の実施	教育指導課	学校において、暴力根絶をめざした社会の形成に向けた教育を実施する。	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ		5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
30	**職員課**	**職員課**	**職員課**
	・令和6年4月、外部相談窓口の周知 ・令和6年12月苦情相談員向け研修を実施 ・令和7年1月全職員を対象としたハラスメント防止対策研修を実施 ・定期的に相談窓口等の周知を行った	特になし	効果的な研修の実施について引き続き検討を続ける。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）に合わせてSTOP The DVパネル展を実施しているが、令和6年度は女性に対する暴力と児童虐待には密接な関係があることから、子ども家庭支援センターと協力し、児童虐待防止推進月間（毎年11月）パネル展と同時開催する、Wリボンパネル展として実施した。（令和6年（2024年）11月1日～11月31日） 国や東京都、他自治体の啓発事業の告知を行い、情報提供を行った。 ハラスメントの相談先として、広報、ホームページ、リーフレットなどで「女性相談」、「にじいろ相談」、「人権身の上相談」の周知を行った。		にじいろ相談と人権身の上相談の利用者数がが増えていないため、必要としている人に情報が届くよう、窓口の周知方法を検討し、利用率の増加を目指す。
31	**教育指導課**	**教育指導課**	**教育指導課**
	教育活動全般において、言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ教育活動を実施した。		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.5
4年度	4.8
5年度	4.8
6年度	**4.8**
7年度	

Ⅱ-3-2	被害者への支援（新規）	担当課	関連部署・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅱ　あらゆる暴力の根絶を目指す＜日野市配偶者暴力対策基本計画＞
施策の方向性　3　さまざまな暴力・ハラスメントの防止

◇ 相談窓口の周知や情報提供を図り一人ひとりの状況に応じた相談を実施していきます。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
32	被害者に対する相談の実施	関連部署・平和と人権課	女性相談等、被害者のための相談機能を充実させる。	・女性相談の実施（2回/週） ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口に繋がるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施（2回/週） ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口に繋がるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施（2回/週） ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口に繋がるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施（2回/週） ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口に繋がるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	女性相談の継続実施により、避難の必要な被害者が適切な支援に繋がっている。		5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
32	**関連部署**	**関連部署**	**関連部署**
	被害者が早期に相談や支援窓口に繋がるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図った。	なし	被害者の初期相談対応窓口を適切に案内できないケースが見受けられる。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	「女性相談」を実施した。（実施日：第1～4火曜日（夜間）・水曜日、第1金曜日（全101日）女性相談件数：265件。 傾聴や、相談内容に応じた関係機関などの情報提供を行った。 DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施（偶数月第3土曜日実施:参加者数延べ54人）。回復の為のプロセスや心の傷を皆と共有したり、被害者に寄り添った支援ができた。 またDV被害の初期相談窓口として相談を受け、必要に応じ支援担当部署へ情報提供した。 合わせて年に一度、女性相談員と支援担当部署との情報交換会を実施予定。		女性相談は男性も利用することができるが、その名称から男性も利用できることが分からない。 名称を変更するか、別途男性相談を設けるか、他市の取組状況も鑑みて検討をしていく。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.5
4年度	5.0
5年度	5.0
6年度	**5.0**
7年度	

Ⅲ-1-1	ワーク・ライフ・バランス(※)の推進	担当課	産業振興課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　1　女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備

◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。

※ 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
33	ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	産業振興課・平和と人権課	市民に対し、情報誌などにより、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー1回／年 ・随時情報提供 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー1回／年 ・随時情報提供 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー1回／年 ・随時情報提供 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー2回／年 ・随時情報提供 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供を行い、ワークライフバランスの啓発がされている。	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている人の割合が41.4%より増加している。	4.5	4.5	4.5	**4.5**	

3.達成状況　評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
33	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	東京しごと財団、東京しごとセンター多摩等と協力し、シニア世代向けのワーキングセミナーを2回実施(生涯現役セミナー　シニア期に向けた暮らしと働き方)		ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けた情報発信の強化
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	明星大学・実践女子大学と連携し、企業等(3企業)に対してワーク・ライフ・バランスに関するインタビュー調査を実施。調査結果を市HPに掲載し、市民に対し情報提供と啓発を行った。		R3～R6まで4年間、大学と協働で実施をしてきた。今後も同様に企業インタビューを継続できるか調整が必要。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	4.5
5年度	4.5
6年度	**4.5**
7年度	

Ⅲ-1-2	女性へのライフステージを通した就業支援	担当課	産業振興課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　1　女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備

◇　女性の働き方は、結婚や妊娠・出産などのライフステージが変化することにより影響を受けます。今は就労を中断しているがいつか働きたいと考えている女性に対し、ライフスタイルに合わせて就労の選択ができるよう、家庭内でできる仕事、短時間の勤務及び起業などに関する情報提供を行います。また、就労の中断期間を生かした再就職へのキャリアプランづくりを支援します。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
34	女性の就職支援及びキャリア相談の実施	産業振興課・平和と人権課	ハローワーク等と連携し、再就職を支援する講座等を実施する。 女性の資格取得や職能開発などに関する情報提供を行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回／年 ・ナイスワーク高幡と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回／年 ・ナイスワーク高幡と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回／年 ・ナイスワーク高幡と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー1回／年 ・東京しごと財団・東京都労働相談情報センターと共催の就職支援セミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・随時適切な情報提供を行うほか、講座等の実施により、女性の再就職に向けた支援が推進されている。 ・再就職支援講座の実施。	・パートタイム就職支援セミナー2回以上／年 開催 ハローワークと共催の再就職支援講座 2回／年 開催	4.0	4.5	4.5	**4.0**	
35	女性の再就職及び創業支援	産業振興課・平和と人権課	多摩平の森産業連携センター（PlanT）等を活用し、女性の創業支援のための講座等を実施する。 また、創業に活用できる融資制度等に関する情報提供を行う。	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上／年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上／年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上／年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上／年開催	・講座等の実施により、女性の創業に向けた支援が推進されている。融資制度については、HPや窓口等で随時適切な情報発信がされている。	・女性にも配慮した創業セミナー等 2回以上／年 開催	4.5	4.5	5.0	**4.5**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
34	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	関係団体実施イベントの広報掲載、チラシ配架 ハローワークと共催で面接会実施	事業に則した就職支援について、ハローワーク共催は1回実施（面接対策セミナー） パートタイムセミナーは実施されなかった	ハローワークに限らず他団体との連携も進める
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	東京しごとセンター多摩共催事業として「女性しごと応援キャラバン」を実施（令和7年（2025年）2月7日、来場者数32名）。 ハローワーク八王子マザーズコーナー共催事業として「仕事と子育てを両立したい方のためのパソコン講習」（3日間連続講座）を2回実施。（令和6年（2024年）10月23日～10月25日（参加者7名）、令和7年（2025年）2月4日～2月6日（参加者10名））。 しごとセンター多摩の市町村サポート事業を活用し、「日野市女性デジタル人材養成講座」を実施。（令和6年（2024年）10月15日～10月17日、3日間連続講座、参加者数延べ17名）。 ハローワーク八王子・八王子市共催事業として、「はちおうじ・ひの 仕事と家庭の両立応援就職面接会」を実施予定。（令和7年（2025年）3月11日）。 その他、内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。	講座参加者が実際に就労に結びついたかについて追跡調査ができていない。	講座等参加者が就職に結びつくよう、ハローワーク八王子や東京しごとセンター多摩等と協力しながら引き続き講座の開催や情報提供を続けていく。
35	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	保育可能な創業スクール及び創業セミナーの開催（9回） 融資あっせん制度の案内		融資あっせん制度のさらなる周知、活用促進
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	しごとセンター多摩の市町村サポート事業を活用し、「日野市女性デジタル人材養成講座」を実施。（令和6年（2024年）10月15日～10月17日、3日間連続講座、参加者数延べ17名）。 再就職に向けた気持ち作りや、実際にZoomを使いながらのテレワーク体験を実施、最終日には求人検索の有効な方法について情報提供をおこなった。 常設の配架エリアやパネル展等の配架エリアに東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。また、外部からの講座等で関係ある有益なものについては関係他部署に情報提供を行い、共有を図った。	講座参加者が実際に就労に結びついたかについて追跡調査ができていない。	講座等参加者が就職に結びつくよう、ハローワーク八王子や東京しごとセンター多摩等と協力しながら引き続き講座の開催や情報提供を続けていく。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.5
5年度	4.7
6年度	**4.3**
7年度	

Ⅲ-1-3	女性の参画推進による農業活性化	担当課	都市農業振興課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　1　女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備

◇ 市内の女性農業者団体による加工品の開発や商品化などの活動を支援するとともに、関連団体や消費者等との連携を図りながら、女性農業者の情報交換や仲間づくりの活動支援を行います。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
36	女性の視点を生かした農業活性化への支援	都市農業振興課	地域農業の活性化を図るため、農産物加工・販売などの新たな事業への取組を支援する。	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・新規農産物加工品等の開発に向けた体制作り	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の開発	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の試作実施	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の決定	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の販売		4.0	4.0	4.0	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
	都市農業振興課	都市農業振興課	都市農業振興課
36	ルバーブジャムの生産と販売を継続し、東京都の即売イベントに参加した。	新規加工品については販売の目途が立っていないが、定期的に市民講習会を実施することができている。	メンバーの高齢化により会の継続が難しくなってきているので状況に応じて無理なく続けていきたい。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	4.0
6年度	**4.0**
7年度	

Ⅲ-2-1	家庭における男女の役割分担意識の改善	担当課	中央公民館・図書館・文化スポーツ課・保育課・介護保険課・子ども家庭支援センター・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>

施策の方向性　2　家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇　男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育て参画を支援します。
◇　育児休業制度の取得促進や介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、育児や介護を担うことができるような意識づくりに向けた啓発を行います。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
37	ママ・パパへの妊娠・出産・育児支援	子ども家庭支援センター	ママ・パパクラス（妊娠・産後の育児勉強会）への男性（父親）の参加を促進し、子どもの成長過程や女性の妊娠・出産（産前・産後等）の心身の状態を理解できるよう、内容を充実させる。家事や育児をサポートし、家庭での安定した養育環境を整える。	・保健コース 配偶者参加者数 40名 ・妊婦参加者数 150名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 300名 ・妊婦参加者数 300名 ・医師講話コース 配偶者参加者数 30名 ・妊婦参加者数 30名	・保健コース 配偶者参加者数 45名 ・妊婦参加者数 200名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 300名 ・妊婦参加者数 300名 ・医師講話コース 配偶者参加者数 50名 ・妊婦参加者数 50名	・保健コース 配偶者参加者数 50名 ・妊婦参加者数 200名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 200名 ・妊婦参加者数 200名	・保健コース 配偶者参加者数 55名 ・妊婦参加者数 200名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 300名 ・妊婦参加者数 300名	・保健コース 配偶者参加者数 60名 ・妊婦参加者数 200名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 200名 ・妊婦参加者数 200名		4.0	3.0	4.0	**4.0**	
38	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への参加促進	保育課・子ども家庭支援センター	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への男性（父親）の参加を促進する。	・保育園行事に男性（父親）が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性（父親）が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性（父親）が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性（父親）が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性（父親）が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性（父親）が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性（父親）が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性（父親）が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性（父親）が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・男性（父親）が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている ・父親が参加しやすい事業の実施とPR		4.0	4.0	4.5	**4.0**	
39	文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた男性の子育て参加促進	文化スポーツ課・中央公民館・図書館	文化、スポーツ、レクリエーション活動等への親子での参加の機会を創出し、男性の育児参加を促進する。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・プログラムを通じて、父親はもちろん、両親揃って子育てに携わる時間を増やし、育児参加への意欲を高める ・男性の育児参加への意識が高まっている。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施	・男女ともに参加できる子育て支援に関する学習の機会を年1回以上設ける ・男性職員による読み聞かせを行うおはなし会の回数の比率 50%	4.0	4.3	4.0	**4.0**	

				年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
No.	事業	担当課	内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
40	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発と情報提供	介護保険課・子ども家庭支援センター・平和と人権課	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのため啓発、情報提供を行う。	・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぽけっとなび、冊子等) ・随時情報提供を行う。	・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぽけっとなび、冊子等) ・随時情報提供を行う。	・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぽけっとなび、冊子等) ・随時情報提供を行う。	・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぽけっとなび、冊子等) ・随時情報提供を行う。	・男女がともに介護を担う意識が高まっている。 ・介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりが進められている。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぽけっとなび、冊子等) セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識が高まっている。		4.3	4.7	4.0	**4.3**	

3.達成状況　評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
37	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	母子健康手帳交付窓口等で参加勧奨を積極的に行った結果、前年度に比べ父親(パートナー)の参加が増加した。また、保健コースは令和6年度から栄養に関することも合わせて実施したほか、市民からのご意見を基に内容を随時検討・変更することで昨年度よりも参加者が増加した。		引き続き父親(パートナー)の参加の促しを実施していく。
38	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	プレパパ向け冊子「THE DAD TIMES」を子育て情報アプリ「ぽけっとなび」に掲載。父親の育児参加の啓発、子育てひろばへの来所促進、父親の育休取得に関する情報提供を行った。子育てひろばにて父親向け企画を開催した。		子育てひろばでの父親向け企画は回数を増やしさらに充実していく。
	保育課	**保育課**	**保育課**
	運動会や発表会、卒園式などは、日程などを工夫して父親の参加も目立った	特になし	特になし
39	**文化スポーツ課**	**文化スポーツ課**	**文化スポーツ課**
	伝統文化親子教室の開催 スポーツレクリエーションフェスティバルジャイアンツ親子野球教室の開催 指定管理者の自主事業や日野スポーツスクール事業における親子参加できるプログラム等の実施	なし	なし
	中央公民館	**中央公民館**	**中央公民館**
	田んぼの学校を市内2会場で行い、事業をとおしてお父さん、お母さん、お子さんとで一緒に汗を流し自然に触れる貴重な体験ができた。2月に家事・育児を疑似体験できるカードゲームを使用した講座を実施する。普段お仕事のお父さんにも参加いただき、日頃のお母さんの大変さを体験していただく。		今後も日野市の豊かな環境を利用した事業を展開していく。男性の子育て参加促進についても今年度のように一人でも参加できるような講座を検討していきたい。
	図書館	**図書館**	**図書館**
	全館で実施したおはなし会108回中、男性職員が読み聞かせを実施した回数は39回(含む予定)であった。これは、全おはなし会の36%の回数である。	特になし	特になし
40	**介護保険課**	**介護保険課**	**介護保険課**
	パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解を深め、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う体制づくりを進めてきた。		引き続き、パンフレット等の配布により、啓発、情報提供をおこなっていく。
	子ども家庭支援センター	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	プレパパ向け冊子「THE DAD TIMES」を子育て情報アプリ「ぽけっとなび」に掲載。父親の育児参加の啓発、子育てひろばへの来所促進、父親の育休取得に関する情報提供を行った。子育てひろばにて父親向け企画を開催した。		子育てひろばでの父親向け企画は回数を増やしさらに充実していく。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	常設の配架エリアやパネル展等の配架エリアに東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。また、外部からの講座等で関係ある有益なものについては関係他部署に情報提供を行い、共有を図った。		

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.1
4年度	4.0
5年度	4.1
6年度	**4.1**
7年度	

Ⅲ-2-2	貧困の防止と生活困窮者への支援	担当課	庶務課・セーフティネットコールセンター・子育て課・産業振興課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>

施策の方向性　2　家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇　就労や生活困窮、生活の不安などに対し、生活相談や経済的な支援を実施します。また将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、職業訓練等の就労支援についての情報提供や啓発を行います。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
41	生活相談の実施	セーフティネットコールセンター	就労や生活困窮、生活の不安などに対し生活相談を実施する。	・丁寧な聞き取りを行い、個々の複合的な課題を把握し、状況に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、包括的に支援をする	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。　・生活困窮者の相談をきめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。　・生活困窮者の相談をきめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。　・生活困窮者の相談をきめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	・セーフティネットコールセンターと各関係機関との連携体制が整備され、生活に困り事を抱える方への相談・支援が適切に実施されていること。		4.0	4.0	4.0	**4.0**	
42	経済支援の実施	子育て課・庶務課	貧困の世代連鎖を防ぐため、家庭の経済状況により子どもの進学の機会や学力・意欲の差が生じることがないよう経済的な支援を行う。	・適正な手当支給・医療助成 ・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続 （※“日野市子どもの貧困対策に関する基本方針”に基づく）	・適正な手当支給（児童手当制度変更あり）・医療助成（高校生医療助成の検討） ・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・適正な手当支給・医療助成 ・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・適正な手当支給・医療助成 ・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・各手当・医療費助成について、必要性の高い支援の充実をはかる。 ・各制度の周知と適正な支給が継続されている ・適正な手当支給・医療助成		4.5	5.0	5.0	**5.0**	
43	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	産業振興課・平和と人権課	仕事に就くための、また非正規・臨時雇用から正規雇用や希望の職業へステップアップするための情報提供を行う。	・随時情報提供 ・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催1回／年	・随時情報提供 ・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催1回／年	・随時情報提供 ・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催1回／年	・随時情報提供 ・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催1回／年	・キャリア形成に関する情報が適切に提供され、労働に関する相談ができている。 ・情報提供により、正規雇用、希望の職業へのステップアップが進んでいる。		4.5	4.5	4.8	**4.5**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
41	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**
	・福祉の初期総合相談窓口として相談対応を実施。個々の複合的な課題を把握し、状況に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、包括的に支援をすることができた。 ・相談窓口に繋がった生活困窮者を、関係機関と連携し、包括的な支援を行うために、生活困窮者自立相談支援調整会議の定例会を例年1月頃に開催し、情報共有を図るとともに連携体制の強化を確認した。また、個別のケース会議を必要に応じ、随時開催した。 ・生活困窮者の自立相談窓口のチラシを、市内スーパーなどにも配架した。	なし	相談体制の強化を図る。
42	**子育て課**	**子育て課**	**子育て課**
	・児童手当法改正による抜本的拡充の実施に伴い、新制度の周知と新規及び拡充対象者に対し申請勧奨を行い、手当支給を行った。 ・乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成の所得制限・一部負担金を撤廃し、制度改正周知及び対象者へ申請勧奨を行い、医療証を交付した。		適正な手当支給・医療費助成を継続する。
	庶務課	**庶務課**	**庶務課**
	就学援助及び奨学金について、幅広い世帯への制度周知を行った。 就学援助は、HP・広報・LINEで周知を行うほか、外国人向けの翻訳版の案内・申請書を用意して対応した。 奨学金は、返信用封筒を作成して申請者の郵送料負担をなくした。 【認定者数】（令和6年11月末現在） ・就学援助1,362名　・高校生奨学金160名		HP・広報・LINE以外で、より効果的な周知方法の検討・拡充を図る。 奨学金については、国・都の施策の動向を踏まえ、制度の見直しについて検討を進める。
43	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	東京労働相談情報センターと共催でセミナーを2回（4日）実施（企業における介護離職防止対策、働く人のための労働保険・社会保険制度）	ハローワーク、専門部署の両方と連動した動き	ハローワーク、専門部署の両方と連動した動き
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	東京しごとセンター多摩共催事業として令和7年（2025年）2月7日に「女性しごと応援キャラバンin日野」を実施（来場者数32名）。 ハローワーク八王子マザーズコーナー共催事業として令和6年（2024年）10月23日～25日と令和7年（2025年）2月4日～6日の年2回「仕事と子育てを両立したい方のためのパソコン講習」を実施（参加者数延べ10名）。 しごとセンター多摩の市町村サポート事業を活用し、「日野市女性デジタル人材養成講座」を実施。（令和6年（2024年）10月15日～10月17日、3日間連続講座、参加者数延べ17名）。 ハローワーク八王子・八王子市共催事業として、3月11日に「日野・八王子しごとと子育て両立支援就職面接会」を実施予定。 その他、内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.3
4年度	4.5
5年度	4.6
6年度	**4.5**
7年度	

Ⅲ-2-3 ★重点施策	子育て支援施策の充実	担当課	保育課・子育て課・子ども家庭支援センター・発達・教育支援課・障害福祉課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　2　家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立しさまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
44	待機児童の解消	保育課	保育ニーズの動向に合わせた保育園の確保をする。	・待機児童0人	・前年度と比較し待機児童の減少を目指す。	・前年度と比較し待機児童の減少を目指す。	・前年度と比較し待機児童の減少を目指す。	・待機児童0人 ・前年度と比較し待機児童の減少を目指す。		2.0	5.0	2.0	**4.0**	
45	多様なニーズに対応した制度の充実	保育課・子育て課・子ども家庭支援センター	一時保育・ショートステイ・トワイライトステイを充実する。 延長保育、休日保育、病児・病後児保育を促進する。 学童クラブ、放課後子ども教室「ひのっち」等の学齢期の放課後支援の充実を図る。	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるよう環境整備を図る。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR（広報ひの、HP、ぽけっとなび等）	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるよう環境整備を図る。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR（広報ひの、HP、ぽけっとなび等）	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるよう環境整備を図る。障害のある児童の受入学年を拡大する。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR（広報ひの、HP、ぽけっとなび等）	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるよう環境整備を図る。障害のある児童の受入学年を拡大する。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR（広報ひの、HP、ぽけっとなび等）	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・内容が充実し、利用者の利便性も向上している。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR（広報ひの、HP、ぽけっとなび等） ・学童クラブを希望する児童が入所できるよう環境整備を図る。 ・延長保育、休日保育、病児・保育の提供体制の確保。		4.3	4.3	4.1	**4.0**	
46	障害児に対する子育て支援（新規）	発達・教育支援課・障害福祉課	保育所等訪問支援などの相談事業の充実、放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児の支援等、年齢や特性に応じた適切な支援体制の整備を推進する。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質の事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。 ・在宅入浴サービスを児童にも拡大。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質の事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。 ・医療的ケア児が利用できるサービスを集約し、ホームページ等で発信する。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質の事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質の事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。	・障害児通所支援と保育所等で、障害の有無にかかわらず、一体的な子どもの支援が可能となっている。 ・支援関係機関の連携体制が構築され、医療的ケア児とその家族が必要とする支援につながりやすくなっている。		4.0	4.0	4.0	**4.5**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
44	**保育課**	**保育課**	**保育課**
	・待機児童数の減少（R5年度33人→R6年度26人）	・1歳児を中心に待機児童が発生した。	・保育需要を踏まえた整備量確保及び保育の質の維持
45	**保育課**	**保育課**	**保育課**
	・延長保育、休日保育、病児・保育の提供体制を確保し、知っ得ハンドブック等で周知。	・公立保育園での一時保育事業は、待機児童の発生があることから実施できなかった。	・待機児童が一定数残る中で、乳児等通園支援事業について公立保育園としてどのように関わり保育ニーズに対応すべきか。
	子育て課	**子育て課**	**子育て課**
	学童クラブ受け入れ児童の増を図るためさくら第一学童クラブの増築及び日野第一小学校校庭の仮校舎園舎整備を実施した。		既存施設の維持のための修繕実施が必要。核施設の老朽化状況なども踏まえ、個別施設計画を踏まえた修繕を検討する。
	子ども家庭支援センター	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	「知っ得ハンドブック」等で一時保育制度の周知を行った。 一時保育利用者数は増加傾向にあり、リフレッシュ等での利用も定着してきた。		一時保育施設所在地に地域の偏りが生じている。
46	**発達・教育支援課**	**発達・教育支援課**	**発達・教育支援課**
	医療的ケア児等支援協議会に委員として2回出席し、就学前医療的ケア児の情報共有を実施した。令和7年度入学予定児童への適切な就学相談を実施。 ・日野市教育委員会医療的ケア運営協議会を2回開催し、医療的ケア児の支援について情報共有するとともに、日野市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインに基づき、学校派遣看護師を配置した。		
	障害福祉課	**障害福祉課**	**障害福祉課**
	・医療的ケア児等支援協議会を年2回開催し、関係機関の連携を図れた ・医療的ケア児等コーディネーターをR6年10月に配置した ・災害時の対策として個別避難計画の策定を進めた ・新規事業所開設相談の際には、利用者の意見などを含めた市の意向を伝えた ・新規事業所開設にあたって、情報共有により東京都と連携を図った		・市内で重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れられる事業所が足りていない ・引き続き日野市の医療的ケア児について、漏れなく把握していくこと ・軽度の障害児を対象とした障害児所支援事業所は、利用者のニーズもあり、急増しているが、新規事業所の支援面、運営事務の面ともに、質の確保に課題がある。（リスク：他事業所や利用者とのトラブル）

4.施策の評価（本部評価）

3年度	3.4
4年度	4.4
5年度	3.5
6年度	**4.2**
7年度	

本部評価委員　コメント
・子どもを社会全体で守り、育てることは、親のワークライフバランスにもつながってくる。子育て支援策の先にある目指す社会像を関係部署が共有しながら、ニーズに即した施策が望まれる。
・子育て支援施策の充実にあたっては、保護者の要望に応えることと併せて、子どもの最善の利益の視点も踏まえたものとなるよう進めてほしい。
・医療的ケア児とその家族の不安と課題を少しでも早く把握できるよう配置された医療的ケア児コーディネーターの周知が大事であると考える。
・多様なニーズに対応した制度の充実に引き続き取り組んでいただきたい。

5.施策の評価（市民評価）

市民評価委員　コメント
・年度ごとの目標設定について、効果測定ができないと思われる抽象的な目標が見受けられた。令和7年度は、目標に対しての効果測定が可視化できるように各事業を遂行することを希望する。 　また、各担当課は、目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開となることを意識して、第5次日野市男女平等行動計画の年度ごとの目標を具体的に設定することにより、さらに改善を進めることができるのではないかと期待している。
・子育て世代の男女が、ともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立しさまざまな働き方・生き方を選択することができるように、多様なニーズに対応した保育サービスを提供するため、民間の活用も含めて事業の遂行をお願いしたい。
・園児、保護者、保育者の信頼関係に基づいた、安全で安心な保育環境と質の高い保育を提供できるための施策の整備等に継続して努めてほしい。特に、今後の課題として示されている既存施設維持のための修理実施については、安全・安心な保育環境の提供という観点からも着実に進めていってほしい。
・日野市立小学校における医療的ケアに、学校派遣看護師の配置の実施は評価できる。市内の不足している医療的ケア児を受け入れる施設の不足解消については、場の提供が困難なことの課題をクリアするための支援策を前向きに検討を進めて欲しい。
・知っとくブックを活用することで、もっとワーク・ライフ・バランスの推進等に役立つと思うので、知っとくブックの周知を行ってほしい。
・医療的ケア児を含む保育人材の不足について、もはや保育事業全体が立ち行かなる危機的状況であるという認識を持って最優先課題として取り組んで頂きたい。給与にしか注目が行かないが、現状正規職員ではなくパートタイム労働を希望する保育士が大変増えていると感じている。そうした働き方のニーズに対して保育園の業務の整理が追い付いていないなど、保育業務や人材確保のコンサルティングの必要性も感じる。
・事業の「実施」による「質的成果」を広く周知し、他部門との連携にもつながるよう「可視化」の重要性を据えた工夫も期待したい。「実施」に止まらない「本質的課題解決」を見据えた螺旋状のPDCAが定着することに期待する。体制や人的配置の一層の充実を点検できる仕組みも整えられることが望ましい。
・本評価システムを対面による「対話型」とすることで、実効性有効性が大きくアップすると考える。各部門における職員の方々の負担軽減にもつながると考えられるため今後のあり方に期待する。

Ⅲ-2-4	ひとり親家庭への支援	担当課	子育て課・セーフティネットコールセンター

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　2　家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、これから離婚を考えている方や、実質ひとり親の方も含め相談体制の充実、情報提供、子育てのための時間の確保、子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣や経済的支援など自立に向けたサポートを行います。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
47	ひとり親家庭への相談体制の充実	セーフティネットコールセンター	母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図る。	・相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	・相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	・相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	・相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	・研修等の受講により母子・父子自立支援員の質の向上を図り、相談者の問題の把握とそれに対するきめ細やかな支援が実施されている。		5.0	5.0	5.0	**5.0**	
48	ひとり親家庭への情報提供	セーフティネットコールセンター	「ひとり親家庭のしおり」、「セミナー」などによる情報提供の充実を図る。	・相談者へ必要な資源及び関連機関の紹介を行うとともに、様々なツールを活用し市民へ制度の情報提供を行っていく。	・「ひとり親家庭のしおり」の改訂に向けた準備をおこなう ・セミナーを年2回開催	・「ひとり親家庭のしおり」改訂 ひとり親の支援制度利用者の体験談を入れたものを検討 ・セミナーを年2回開催	・「ひとり親家庭のしおり」改訂 ・セミナーを年2回開催	・ひとり親家庭への支援に必要な情報提供が、適切に実施されている。		4.0	5.0	4.0	**5.0**	
49	ひとり親家庭の生活・自立支援	子育て課・セーフティネットコールセンター	ひとり親家庭への生活支援（ホームヘルパー派遣、経済的支援）及び、ひとり親家庭が自立するための資金の貸付、給付事業、就労支援事業を実施する。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会の充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知の見直しを図る。 ・（子育て課）ホームヘルパー派遣国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会の充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知の見直しを図る。 ・（子育て課）ホームヘルパー派遣国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会の充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知を図る。 ・（子育て課）ホームヘルパー派遣国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に休日及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会の充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知を図る。 ・（子育て課）ホームヘルパー派遣国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・ひとり親に対するホームヘルプ等の社会資源が、必要な方に適切に提供されている。 ・（子育て課）ホームヘルパー派遣国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。		4.0	4.5	4.3	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
47	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**
	相談者の希望や課題を丁寧に聴き取り、弁護士相談等の伴走支援をはじめ相談者の状況にあわせた支援を実施し、必要な手続きに繋がるよう努めた。	なし	養育費に係る無料弁護士相談について、弁護士の助言後も引き続き母子父子自立支援員が相談支援を実施していく必要がある。
48	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**
	・令和6年度「ひとり親家庭のしおり」の改訂版を作成し、相談者や各関係機関窓口にて配付した。 ・「子どものこころとからだ」（参加者3名）、「子どもの教育費の準備と子どもが育った後の私の暮らしの作り方」（令和7年3月1日開催予定）のテーマでひとり親支援セミナーを2回開催予定。	なし	ひとり親支援セミナーの企画についてひとり親家庭で希望され、更に最近の社会状況にも応じたテーマとする必要がある。
49	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**	**セーフティネットコールセンター**
	・ひとり親家庭で貸付を希望される方へ、他の給付型奨学金、学費の減免制度等の案内も含め説明し、貸付を行った。また、条件的に当課の貸付が受けられなかった方へ、他の奨学金・貸付の制度を含め案内を行い、必要な場合は他機関へ連絡し引継ぎを行った。・ ・就労や増収の相談の中で、資格取得に興味のある方へ、給付制度の説明を行った。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成制度を令和6年11月で終了した。その際には、助成対象者に丁寧に説明を実施した。	なし	・ひとり親が就職や収入増を目指して資格取得する場合の制度や支援の周知の方法について、また伴走型の自立支援プログラムなどの制度が未だ認知度が低いと考えられるため更なる工夫が必要。
	子育て課	**子育て課**	**子育て課**
	要件に該当する方へ適正な派遣計画により実施。	派遣ヘルパー数の確保。	安定した事業の実施。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.3
4年度	4.8
5年度	4.4
6年度	**4.7**
7年度	

Ⅲ-2-5	障害者・高齢者・介護者への支援（新規）	担当課	障害福祉課・高齢福祉課・介護保険課・産業振興課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　2　家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや地域で支え合う仕組みづくりを行います。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
50	差別解消に向けた事業者等への啓発（新規）	障害福祉課	障害のあるなしにかかわらず日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市民や事業者の障害理解を深める周知及び啓発事業を実施、それらを通して地域に働きかけ共生社会の実現をめざす。	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業者への啓発	・「①日野市障害者差別解消推進条例」や「②不当な差別的取り扱いの禁止」、「③合理的配慮の提供」の認知度が上がっている	①よく知っている：20% ②知っていた：20% ③知っていた：20% ※市民意識調査の結果（令和2年度） ①よく知っている：4% ②知っていた：9% ③知っていた：6%	4.0	4.0	4.0	**4.0**	
51	高齢者就労支援の推進（新規）	高齢福祉課・産業振興課	高齢であっても働く意欲がある高齢者に対し、仕事を提供することを目的としてシルバー人材センター等の活動を支援する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・女性会員が増加し女性の活躍推進が進んでいる。 ・シニアのキャリアプランに関して、情報提供ができている。		4.0	4.5	4.3	**4.0**	
52	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	高齢福祉課・介護保険課	多様な介護サービス、介護保険外サービスを実施し、介護者の負担軽減を図るためのレスパイトケア（※）事業を実施していく。 また、介護サービスの安定的な提供に不可欠な介護人材確保を重要課題として推進していく。 地域包括支援センターとの連携を強化する。 認知症カフェ等の支援を充実させる。	・認知症対応型共同生活介護事業所の新設（1事業所） ・市主催介護人材事業による新規雇用創出（15人） ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・市主催介護人材事業による新規雇用創出（15人） ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・認知症対応型共同生活介護事業所の新設（1事業所） 市主催介護人材事業による新規雇用創出（15人） ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・市主催介護人材事業による新規雇用創出（15人） ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・認知症対応型共同生活介護事業所の新設（2事業所） 市主催介護人材事業による新規雇用創出（60人） ・介護人材の確保・育成を図る効果的な研修の方法を検討する。 ・認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置が進んでいる。		4.0	4.0	4.0	**3.0**	

※ レスパイトは休息、息抜きの意味。障害児（者）等を持つ家族に対して、日頃の介護による心身の疲れを回復させるため、一時的に一定の期間、介護から解放する援助をいいます。

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
50	**障害福祉課**	**障害福祉課**	**障害福祉課**
	・障害者週間ではパネルを作成し、本庁舎やイオンモール多摩平の森などで展示を実施した ・障害者週間に合わせて発行する広報ひの特集号においては、障害のある方の日常に焦点を当てた記事等を作成し、日常紹介を通して障害理解の周知を図った ・合理的配慮助成金は、工事2件の申請を受け、助成を行った。また、商工会を通じて助成金制度の紹介チラシを会員事業者に約1,300枚配布し、啓発を行った。	・合理的配慮助成金について、今年度から新たに追加した研修に係る講師謝礼の申請が1件も無く、実績につなげられなかった	・令和6年度に行った障害者差別解消推進条例の改正に伴い、引き続き条例とその内容の周知啓発活動が求められる ・合理的配慮助成金についても、助成メニュー（物品、工事、研修）が偏りなく申請してもらえるように周知を工夫する必要がある
51	**高齢福祉課**	**高齢福祉課**	**高齢福祉課**
	女性限定入会案内説明会を年4回、他に女性会員交流会も実施し、女性会員の加入促進に努めた。	6年度は特になし	引き続き女性が活躍できる場を提供していく
	産業振興課	**産業振興課**	**産業振興課**
	東京しごと財団、東京しごとセンター多摩等と協力し、シニア世代向けのワーキングセミナーを2回実施（生涯現役セミナー　シニア期に向けた暮らしと働き方）		シニア世代向けのワーキングセミナーによる就業者の増加
52	**高齢福祉課**	**高齢福祉課**	**高齢福祉課**
	令和5年度,令和6年度チームオレンジをそれぞれ1か所設置。 オレンジ広場や家族介護者交流会の普及のため、日時等をまとめた資料を作成し、HP等の広報媒体で周知を行い、当事者用ケアパスにQRコードを記載した。	オレンジ広場について、移動手段がない、無償ボランティアスタッフの負担が大きい等の課題があげられたが、解決策を検討・提示するまでに至っていない。	チームオレンジの活動推進。オレンジ広場の運営課題の解決策を検討。
	介護保険課	**介護保険課**	**介護保険課**
	市主催による介護人材確保事業では、雇用につながった人数が、令和5年度10名、令和6年度1名（R7,1月時点）であった。	介護人材確保事業については、参加者が少ないため雇用につながった人数も少なくなっている。介護人材不足の解消には至っていない。	現在の研修方法では、介護人材不足の解消には至らないため、事業を一時中止し新しい取り組みを検討していく。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.2
5年度	4.1
6年度	**3.7**
7年度	

Ⅲ-3-1 ★重点施策	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	担当課	産業振興課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　3　働く場におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。
◇ 企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取組事例の紹介などを行います。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
53	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	産業振興課・平和と人権課	事業所に対し、情報誌などにより生産性の向上、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する意識啓発を行う。	・労務制度に関する情報について、有効な手段を構築する。 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年。 ・随時情報提供を行う。	・ワーク・ライフ・バランスに対する認識が高まった事業所が増えている。		3.5	4.0	4.3	**4.0**	
54	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	産業振興課・平和と人権課	ワーク・ライフ・バランスを推進している優良企業・事業所の基準を作成し、取組について市ホームページなどで紹介する。	・随時情報提供 ・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供 ・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供 ・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供 ・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・紹介された好事例を参考に、ワーク・ライフ・バランスを推進した事業所が増えている。		4.0	4.5	4.8	**4.5**	
55	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	産業振興課・平和と人権課	事業所に対してワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供を行う。	・ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・メーリングリスト等で年1回以上情報提供する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を年1回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を年2回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を年3回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。	・ワーク・ライフ・バランス推進のための事業に参加したり、助成制度を利用する事業所が増えている。		3.5	4.0	4.0	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
53	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	ひのSDGs大学の実施（2期12社参加） 日野市SDGs推進事業者登録制度（第1回：2社登録、第2回は2月に審査会予定） 日野市SDGs事業者交流会（第1回：27社32名参加、第2回：26社32名参加）		日野市SDGs推進事業者登録制度登録事業者の拡大
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	男女平等推進センターの常設の配架エリアに、東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 男女共同参画週間パネル展（令和6年（2024年）年6月17日～6月30日）にて、ワーク・ライフ・バランスに関するパネルを掲示し、意識啓発を行った。 また、外部から情報提供のあった講座等で関係ある有益なものについては関係部署に情報提供を行い、共有を図った。		必要とする方へ効果的に情報を配信するために、内容やターゲット層に合わせた配信方法（広報・チラシ掲示・HP・LINE）を検討する。
54	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	日野市SDGs推進事業者登録制度登録事業者を広報・ホームページにて紹介		ホームページの紹介内容の拡充
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	明星大学・実践女子大学と連携し、企業等（3企業）に対してワーク・ライフ・バランスに関するインタビュー調査を実施。調査結果を市HPに掲載し、市民に対し情報提供と啓発を行った。		R3～R6まで4年間、大学と協働で実施をしてきた。今後も同様に企業インタビューを継続できるか調整が必要。
55	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	東京労働相談情報センターと共催でセミナーを2回（4日）実施（企業における介護離職防止対策、働く人のための労働保険・社会保険制度） 参加者募集のLINE配信実施		情報発信方法の充実
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	男女平等推進センターの常設の配架エリアに、東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 男女共同参画週間パネル展（令和6年（2024年）年6月17日～6月30日）にて、ワーク・ライフ・バランスに関するパネルを掲示し、意識啓発を行った。 また、外部から情報提供のあった講座等で関係ある有益なものについては関係部署に情報提供を行い、共有を図った。		必要とする方へ効果的に情報を配信するために、内容やターゲット層に合わせた配信方法（広報・チラシ掲示・HP・LINE）を検討する。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	3.7
4年度	4.2
5年度	4.3
6年度	**4.2**
7年度	

本部評価委員　コメント
・東京都産業労働局等が多様な働き方に関するセミナーをたびたび開催しており、仕事と家事を両立させながら自分らしく働くことについて発信している。このような他機関の取組みを活かし、広報掲載、チラシ配架に協力することでさらに活性化してほしい。 ・ワーク・ライフ・バランスが、特定の人のための配慮ではなく、働く人の人生を豊かにし、よりよい仕事や社会形成につながるものであるよう啓発を続けてほしい。大学との連携は調整が大変だと思うが、若い世代への啓発および若い世代の声を聴くことができる取り組みである。 ・ワーク・ライフ・バランスという言葉だけが独り歩きしている印象がある。ワーク・ライフ・バランスの促進に向け、ワーク・ライフ・バランスの目的などをしっかり、そしてわかりやすく意識啓発ができるような事例の紹介なども継続して実施してほしい。 ・大学と連携して、企業へのワーク・ライフ・バランスに関するインタビュー調査を実施し、公表する取り組みは、社会に対する啓発に有用であると考える。

5.施策の評価（市民評価）

市民評価委員　コメント
・年度ごとの目標設定について、効果測定ができないと思われる抽象的な目標が見受けられた。令和7年度は、目標に対しての効果測定が可視化できるように各事業を遂行することを希望する。 　また、各担当課は、目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開となることを意識して、第5次日野市男女平等行動計画の年度ごとの目標を具体的に設定することにより、さらに改善を進めることができるのではないかと期待している。 ・前市長時代には「イクボス宣言」が行われて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む日野市のリーダーの姿勢が示されたと理解しているので、新市長においても、そのような機会があることを期待する。 ・ワーク・ライフ・バランスの理解促進のための種々の方策について評価すると共に、ワーク・ライフ・バランスの推進に、さらに注力していってもらいたい。必要とされる方への情報提供は必須であり、その効果的方法についての検討、整備は喫緊の課題と思われる。 ・少子・高齢化により子育ての後は親の介護のウエイトも大きく、仕事を続けるための社会制度の確立は企業努力に求めることが多く、市担当の方のご苦労は理解できる。啓発活動により、相手の立場を思いやることができるようになることが、人権意識の向上につながることは評価できるため、人権活動の一環として企業への働きかけを他機関と連携し、実施してほしい。 ・SDGs事業者の拡大が課題に挙げられてしまうのは、こうした推進企業のメディア露出等のPRに貢献しきれていないことが要因と考えられる。日野市には市民の目に触れるお祭りなどたくさんあるが、スポンサードしている企業のPRはある一方で、こうした取り組みをしている企業がSDGs推進事業者としてフィーチャーされているのか検討して頂きたい。実績を伴いこうした事例として取り上げて、実際にこのようなメリットがあるというところを示していかないと、企業としても取り入れに対して及び腰になってしまうのではないかと考える。 ・事業の「実施」による「質的成果」を広く周知し、他部門との連携にもつながるよう「可視化」の重要性を据えた工夫も期待したい。「実施」に止まらない「本質的課題解決」を見据えた螺旋状のPDCAが定着することに期待する。体制や人的配置の一層の充実を点検できる仕組みも整えられることが望ましい。 ・本評価システムを対面による「対話型」とすることで、実効性有効性が大きくアップすると考える。各部門における職員の方々の負担軽減にもつながると考えられるため今後のあり方に期待する。

Ⅲ-3-2	雇用における男女平等参画の推進	担当課	産業振興課・市長公室・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　3　働く場におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 女性が就労を継続できるよう母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をします。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
56	雇用における男女平等推進のための情報提供と啓発	産業振興課・平和と人権課	事業所、労働相談情報センターと連携し、雇用における男女平等を推進するための情報提供、講座を実施する。また、感染症等社会情勢下においても女性労働者が不利益を被らないよう雇用主に対し啓発を行う。（母性健康管理を含む男女雇用機会均等法、女性活躍推進法などの法制度や、労働者派遣法、パートタイム労働法など）	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・雇用における情報提供や講座の情報が提供されている。	労働情報センターとセミナーを年3回開催。	4.0	4.0	4.0	**4.0**	
57	労働に関する相談と情報提供	産業振興課・市長公室・平和と人権課	労働相談情報センターと連携を図り、労働に関する相談や情報提供を行う。	・関連部署への労働相談情報センターからのチラシやポスターの掲示による情報提供及び啓発活動 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連動して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連動して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連動して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・雇用に関する情報が適切に提供され、労働に関する相談ができている。 ・労働に関する相談が継続されている。 ・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連動して掲出・配架する。 ・雇用に関する情報を適切に提供し、労働相談事業の継続及び周知を行う。		4.0	4.0	4.2	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
56	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	東京労働相談情報センターと共催でセミナーを2回（4日）実施（企業における介護離職防止対策、働く人のための労働保険・社会保険制度）	雇用主に対して十分に啓発できたかは不明	労働者側だけでなく雇用主に対してもセミナー等で情報発信を行う
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	常設の配架エリアやパネル展等の配架エリアに東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 また、外部から情報提供のあった講座等で関係ある有益なものについては関係他部署に情報提供を行い、共有を図った。		
57	**産業振興課**	**産業振興課**	**産業振興課**
	チラシやポスターを関連部署と連動して掲出・配架 労働相談事業の継続及び周知		さらなる周知の必要性
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	「女性相談」にて仕事に関する相談を受けた。（実施日：第1～4火曜日（夜間）・水曜日、第1金曜日（全101日）女性相談件数：265件（内、「仕事」11件）） 常設の配架エリアやパネル展等の配架エリアに東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 また、外部から情報提供のあった講座等で関係ある有益なものについては関係他部署に情報提供を行い、共有を図った。		女性相談は男性も利用することができるが、その名称から男性も利用できることが分からない。名称を変更するか、別途男性相談を設けるか、他市の取組状況も鑑みて検討をしていく。
	市長公室	**市長公室**	**市長公室**
	労働に関する相談を定期的に開催した。	労働相談事業の周知が難しく、相談者数が伸び悩んだ。	雇用に関する情報を適切に提供し、労働相談事業の周知徹底を図り、労働相談事業へ繋げる。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	4.1
6年度	**4.0**
7年度	

Ⅲ-3-3	事業所等における意思決定過程への女性参画促進	担当課	平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　3　働く場におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 事業所等における意思決定過程への女性の参画推進のために、女性を意思決定の場に多数参加させるなどのポジティブ・アクション（※）を進めている事業所を紹介し、その導入を促します。

※ さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくことをいいます。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
58	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	平和と人権課	事業所に対し、女性活躍推進法等に関する情報提供を行う。また、女性が意思決定の場に多数参加するなど、ポジティブ・アクションを推進している事業所に関する情報収集や提供を行う。	・随時情報提供を行う。	・随時情報提供を行う。	・随時情報提供を行う。	・随時情報提供を行う。 ・事業所や市民向けに、女性活躍に関するイベントを実施する。	・事業所等における意思決定過程への女性参画が進んでいる。		4.0	4.0	4.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
58	**平和と人権課** 行政（日野市）や市内企業、教育機関等で働く女性と共に「働く女性が活躍するために必要なことは何か」について考えることで、日野市の女性の職業生活における活躍推進を図るため、国際女性デーに併せ、女性活躍推進シンポジウムを開催予定。（令和7年（2025年）3月8日、定員150名） 内閣府等からのリーフレットを事業所等に配架し、随時情報提供を図った。また、直接平和と人権課で接点を持っていない事業所等にも情報が伝わるように、関係他部署にも情報提供を行った。	**平和と人権課**	**平和と人権課** 今後も情報提供や周知に努める。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	3.9
6年度	**5.0**
7年度	

Ⅲ-4-1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり	担当課	子育て課・保育課・健康課・高齢福祉課・介護保険課・子ども家庭支援センター

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　4　地域におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 介護者や子育て中の親がワンオペ育児（※1）などで孤立することがないよう、身近な地域で介護・子育てに関する情報を得たり、相談や交流ができるような地域の拠点を充実します。また地域で支え合う体制をつくるために、介護・子育ての支援ができる地域人材を育成し活用を図ります。

※1 配偶者や親族等の協力を受けることができず、一人で家事・育児をこなさなくてはならない状況のこと。ワンオペレーションの略。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
59	子育てや介護を地域で支える拠点の充実	子育て課・高齢福祉課・介護保険課	身近な地域で子育てや介護に関する情報を取得でき、また相談ができるように、児童館、学童クラブの職員に対して子育てに関する研修を行う。 また家族介助者が交流を通じて、介護に関するさまざまな問題や悩みを共有できる憩いの場を設置し支援を行う。	・児童館、学童クラブ職員のスキル＆専門性のアップを図るため職員研修の充実を図る。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修（認知症対応力向上研修等）を実施する。	・児童館、学童クラブ職員のスキル＆専門性のアップを図るため職員研修の充実を図り、実施する。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修（認知症対応力向上研修等）を実施する。	・児童館、学童クラブ職員のスキル＆専門性のアップを図るため職員研修の充実を図り、実施する。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修（認知症対応力向上研修等）を実施する。	・引き続き、職員研修の充実を図るり実施するとともに、（仮称）子ども包括支援センターとの連携を図る。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修（認知症対応力向上研修等）を実施する。	・地域を支える児童館・学童クラブ・ひのっちのさらなる連携と充実が図られ、より身近な拠点になっている。 ・地域包括支援センターの介護者支援力が向上している。		3.5	3.5	4.0	**4.0**	
60	地域の人材を活用した子育て・介護支援	高齢福祉課・介護保険課・子ども家庭支援センター	子育てを地域で支えるため、子育てを支援する地域の人材を発掘・育成し、その活用を図る。 ファミリー・サポート・センター事業（※2）のサービス提供体制を充実させる。 また、認知症カフェの充実を図る。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症力フェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症力フェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症力フェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症力フェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェ及び医療連携型認知症力フェの内容が充実している。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。		4.0	5.0	4.0	**4.5**	
61	子育て・介護情報の提供	子育て課・保育課・健康課・高齢福祉課・子ども家庭支援センター	若い世代が活用するツールを利用し、効果的に保育サービスや子育て相談、介護に関する情報発信を行い、ダブルケアラーやヤングケアラー（※3）への支援を行う。	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報配信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ぽけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ぽけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報配信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ぽけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ぽけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報配信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ぽけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ぽけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報配信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ぽけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ぽけっとなび」アプリの周知	・子育て情報が継続的に提供されている。 ・保育サービスや子育て情報が継続的に提供されている。 ・介護情報を必要としている方に介護情報が届いている。 ・子育て情報アプリ「ぽけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ぽけっとなび」アプリの周知 ・広報やHP、LINEを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。		4.5	4.5	4.5	**4.1**	

※2 子育ての手助けが必要な方と、子育ての手助けができる方が、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動の仕組みのこと。
※3 親や祖父母などの介護を担う子育て中の人、または子どもや若者のこと。

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
59	**子育て課**	**子育て課**	**子育て課**
	学童クラブ職員に対し、児童育成においては子ども達一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて任用説明会等で啓発を図った。		
	高齢福祉課	**高齢福祉課**	**高齢福祉課**
	・地域包括支援センター職員に対し、認知症対応力向上研修に係る募集をし実施した。		認知症対応力向上に係る介護者支援にについての研修の拡充。
60	**高齢福祉課**	**高齢福祉課**	**高齢福祉課**
	オレンジ広場普及のため、開催日時等まとめた地図を作成し、配布している。また、市内のオレンジ広場運営者を集めて交流会や見学会を実施した。	各オレンジ広場の新規利用者が低迷していること。	引き続きオレンジ広場の周知啓発を行い、交流会等で集めた改善案を実施検討する。
	子ども家庭支援センター	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	乳幼児健診通知に案内を同封するなど、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努めた。子育てパートナーの会に委託している寄り添い型支援活動である「ファミリー・アテンダント事業」は順調であり、さらに活動の場を広げている。		関係団体と密に連携し、人材の活躍の場を広げていく。
61	**子育て課**	**子育て課**	**子育て課**
	児童館ではSNS等を活用し、児童館事業の発信をしている。		
	高齢福祉課	**高齢福祉課**	**高齢福祉課**
	認知症地域対応力向上研修の募集を実施した。 地域包括支援センター公式LINEにて認知症カフェや熱中症予防、介護予防教室等の情報提供を行った。		公式LINEの友達登録の拡大
	子ども家庭支援センター	**子ども家庭支援センター**	**子ども家庭支援センター**
	地域子ども家庭支援センターやみらいくの子育てひろばの来館予約や妊婦面接の予約に「ぽけっとなび」アプリを活用することで、広く周知され、結果妊娠期から子育て期まで継続して利用できるアプリとして普及できた。		転入してきた妊婦への子育て情報アプリ「ぽけっとなび」登録の促進。
	保育課	**保育課**	**保育課**
	・広報やHP、LINEを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行った。	・特になし。	・電子申請への移行を検討。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.3
5年度	4.2
6年度	**4.2**
7年度	

Ⅲ-4-2	地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進	担当課	平和と人権課・全庁

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　4　地域におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
62	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画の啓発	平和と人権課・全庁	青年会議所や商工会等との連携を強化し、地域活性化の思いのある事業者のプラットフォームをつくるなど、まちづくり、地域経済の活性化などあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画を働きかける。 女性が能力を発揮し、あらゆる分野の意思決定段階へ参画できるように、男女双方の視点の重要性について啓発及び情報提供する。	・適切な啓発及び情報提供を行う。	・適切な啓発及び情報提供を行う。	・適切な啓発及び情報提供を行う。	・適切な啓発及び情報提供を行う。 ・事業所や市民向けに、女性活躍に関するイベントを実施する。	啓発により、地域におけるあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画が推進されている。		4.0	5.0	5.0	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
62	平和と人権課 委員会、審議会等への女性委員登用状況調査を行い、その結果を庁内掲示板や事務報告にて周知し、各部署における委員会等設置の際には、女性委員登用を積極的に行うことを呼びかけた。 また、女性委員登用が0名の会議体の主管部署に対してヒアリングを行い、改善を促しつつ、改善方法についてアドバイスした。 （女性を含む委員会の数　令和5年　88.9%　令和4年　89.2%　令和3年　86.7%） また、男女共同参画週間パネル展等にてジェンダーギャップ指数における日本の順位（2023年125位/146ヵ国）が政治分野で特に数値が低いことや、日野市議会における女性議員数の推移などを掲示し、周知した。	平和と人権課	平和と人権課 女性登用率40%を目指し、各関係部署に対して呼びかけを継続していく。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	5.0
5年度	4.9
6年度	**4.0**
7年度	

Ⅲ-4-3	男性高齢者の社会参加の促進	担当課	高齢福祉課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　4　地域におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
63	男性高齢者の閉じこもり防止促進	高齢福祉課	高齢者の実態把握調査として、「はつらつ・あんしん調査」を実施し、調査結果から定年退職した後、役割を持てる場やボランティアの紹介など地域活動に自然に参画できるよう事業展開を図っていく。	・はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	・はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	・はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	・はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	・見守り推進員や第2層協議体等の地域活動に参加する仕組みができている。		4.0	4.0	4.0	**4.0**	
64	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	高齢福祉課	日野市老人クラブ連合会等とも連携し、健康づくり事業を展開していく。	・男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	・男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	・男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	・男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	・男性高齢者の健康づくり事業への参加状況に応じて男性の参加を促す周知がされている。		4.0	4.0	4.0	**4.5**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
63	高齢福祉課 はつらつ・あんしん調査の結果から、希望者とは見守り推進員とのマッチング、調査に返答のなかった方には、民生委員による訪問を実施。調査結果と訪問の結果を包括支援センターと共有した。	高齢福祉課 調査結果を包括支援センターの支援に生かすため、項目の検討を行うが、評価が十分ではない。	高齢福祉課 はつらつ・あんしん調査の調査項目の検討。
64	高齢福祉課 「男の料理教室」を実施した。	高齢福祉課	高齢福祉課 男の料理教室等、男性向けの事業の検討・実施。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	4.0
6年度	**4.3**
7年度	

Ⅲ-5-1	防災対策における男女平等参画推進	担当課	防災安全課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　5　さまざまな立場から考える防災体制の確立

◇ 防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、男女平等の視点にたった地域防災リーダー育成のための取組を行います。災害用備蓄品の準備など日頃の防災対策にさまざまな視点を活かし、災害時には多様なニーズを把握した避難所運営ができるよう準備をします。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
65	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災安全課・平和と人権課	防災会議委員に女性を積極的に登用する。また自主防災組織等における男女平等の視点に立った地域防災リーダーの裾野を広げるための講座を実施。防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるように、避難所運営組織の女性の参画を推進する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・防災会議における女性委員の登用。 ・女性の視点や女性リーダーの育成に関する講座の定期的な実施体制の構築。 ・防災について多様な視点の重要性と女性や性的マイノリティへの理解などを進める。	・防災会議における女性委員の登用。 ・女性の視点や女性リーダーの育成に関する講座の定期的な実施体制の構築。 ・防災について多様な視点の重要性と女性や性的マイノリティへの理解などが進む。		2.5	3.5	3.8	**3.5**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
65	**防災安全課**	**防災安全課**	**防災安全課**
	地域防災計画で避難所における男女双方の視点及び性的マイノリティへの配慮について周知している。 外国人向け防災パンフレットを公表。 メール配信サービスの多言語対応を実施。	女性防災リーダー育成に特化した事業が行えなかった。	女性防災リーダー育成のための講座等を検討する。
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	男女平等推進センターフォーラム2024にて、防災安全課と協力し、能登半島地震でも避難所における男女共同参画の視点が不十分であることで女性や多様な人々のニーズが把握されない等の課題があったことが報告されてることから、男女共同参画視点の避難所運営及び女性防災リーダーの重要性について、男女双方に啓発することを目的とした講演会を実施した。（令和6年（2024年）12月14日開催、参加者数43名）	定期的な講座開催には至っていない。	地域防災における男女平等参画、女性防災リーダーの育成に関する更なる啓発の実施。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	2.5
4年度	3.5
5年度	3.8
6年度	**3.5**
7年度	

Ⅲ-5-2	多様な視点を取り入れた防災対策の推進（新規）	担当課	防災安全課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
施策の方向性　5　さまざまな立場から考える防災体制の確立

◇ 避難所等では多様なニーズに対応できるよう、多言語での情報提供や障害者、高齢者、性的マイノリティなど特別な配慮を要する人にも使いやすい施設整備等を検討します。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
66	女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等へ配慮した取組（新規）	防災安全課・平和と人権課	指定避難所等に、女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等に配慮した災害用備蓄及び施設の充実を図る。	・地域防災計画の改定にあたり、避難所における男女双方の視点及び性的マイノリティへの配慮の記載を行う。 ・防災安全課と連携し、外国人向け防災パンフレットの作成に取り掛かる。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーテーション等の要配慮者向け物品の備蓄を行っていく。その他、生理用品等の備蓄を行う。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災安全課との連携し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーテーション等の要配慮者向け物品の備蓄を行っていく。その他、生理用品等の備蓄を行う。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災安全課との連携し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーテーション、生理用品等の要配慮者向け物品の備蓄を全指定避難所に配備する。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災について多様な視点の重要性と女性や性的マイノリティへの理解などを進める。	・パーテーション、生理用品等の要配慮者向け物品の備蓄を全指定避難所に配備する。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災について多様な視点の重要性と女性や性的マイノリティへの理解などが進む。	4.0	4.0	4.0	**4.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
66	**防災安全課**	**防災安全課**	**防災安全課**
	・全指定避難所に要配慮者用パーティション、女性用生理用品を備蓄した。 ・地域等に出向き防災講話等を実施し防災ガイドブックの内容を説明するとともにガイドブックを配布した。	保管場所の問題もあるが、全ての避難者に対しパーティションを備蓄するまでには至らなかった。	保管場所を確保し備蓄品を増加していきたい
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	男女平等推進センターフォーラム2024にて、防災安全課と協力し、能登半島地震でも避難所における男女共同参画の視点が不十分であることで女性や多様な人々のニーズが把握されない等の課題があったことが報告されてることから、男女共同参画視点の避難所運営及び女性防災リーダーの重要性について、男女双方に啓発することを目的とした講演会を実施した。（令和6年（2024年）12月14日開催、参加者数43名）		地域防災における男女平等参画、女性防災リーダーの育成に関する更なる啓発の実施。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	4.0
6年度	**4.0**
7年度	

Ⅳ-1-1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	担当課	平和と人権課・全庁

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり
施策の方向性　1　行政の政策決定過程における女性の参画促進

◇　女性が政策決定の場に参加する機会を増やすため、女性委員がいない審議会・委員会などをなくします。実施時間の短縮や保育の確保など女性が参加しやすい環境を整える配慮をし、女性委員の割合が40%以上となるよう推進していきます。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
67	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	平和と人権課・全庁	男女の比率について片方の性に偏りが生じないように配慮しつつ、さらなる女性委員の参画を促進する。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇する。		3.0	3.0	4.0	**4.0**	
68	女性が参加しやすい環境整備	平和と人権課・全庁	女性が参加できるよう、保育の確保や介護中の方への配慮をする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。		5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
67	**平和と人権課** 令和6年4月1日付調査における審議会・委員会等における男女比率は34.9%で、令和5年度より2.7%増加、30%以上を維持することができた。（令和5年32.2%、令和4年30.7%、令和3年31.5%） また、女性委員登用率0%の審議会等を管理している部署に対してヒアリングを行い、女性員が増えていない理由を確認し、改善に向けたアドバイスを行った。	**平和と人権課**	**平和と人権課** 女性登用率40%を目指し、各関係部署に対して呼びかけを継続していく。
68	**平和と人権課** 市民の参加するイベント等に対して、生涯学習課の保育協力員派遣事業を活用することにより子どもを安心して預けて参加できるように、配慮することができた。（保育協力員派遣実績（令和7年1月現在）：女性相談事業5件、女性デジタル人材養成講座1件、土曜DV講座2件、その他イベント1件）	**平和と人権課**	**平和と人権課** 実施するイベントについては保育利用を可能とし、参加者数の増加を図る。

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	4.5
6年度	**4.5**
7年度	

Ⅳ-2-1	市民・事業者等との連携	担当課	平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり
施策の方向性　2　市民との連携による男女平等参画の推進

◇ 市民が参加しやすい講座やイベントの開催、市民のニーズを的確に把握した情報提供ができるよう、ジェンダーの視点を持つ市民団体などと協働した取組を行います。また、活動団体の状況を把握し、その活動を支援します。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
69	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	平和と人権課	男女平等推進センター登録団体との連携などにより、講座・イベント等を実施する。	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する		4.0	5.0	5.0	**5.0**	
70	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	平和と人権課	男女平等推進センターフォーラム等により、学習機会や交流の場を提供する。	・男女平等推進センターフォーラムの実施	・男女平等推進センターフォーラムの実施	・男女平等推進センターフォーラムの実施	・男女平等推進センターフォーラムの実施	・男女平等推進センターフォーラムの実施		5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
69	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施。被害者の心の回復のための支援を行った（偶数月第3土曜日、全6回実施予定、令和7年1月現在：参加者数45名）		参加人数は各回10名前後であるが、悩みを抱える参加者が継続して参加するなど過去のトラウマを癒すための居場所としての性質も持ち合わせている。 このことから、現状の実施回数で継続できることが望ましい。
70	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	男女平等推進センターフォーラム2024として、防災安全課と協力し、女共同参画視点の避難所運営及び女性防災リーダーの重要性について、男女双方に啓発することを目的とした講演会を実施した。（令和6年（2024年）12月14日開催、参加者数43名）		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.5
4年度	5.0
5年度	5.0
6年度	**5.0**
7年度	

Ⅳ-3-1	男女平等に関する職員研修の充実	担当課	職員課・平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり
施策の方向性　3　率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

◇ 男女平等社会の実現に向けた施策は、さまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう職層・経験年数に応じた研修を行います。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
71	男女平等の理解を深める研修の実施	職員課・平和と人権課	職層ごとあるいは関連する内容に応じて研修を実施する。新規採用の際は職員に研修を実施する。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法等を検討する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法等を検討する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法等を検討・実施する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法等を検討・実施する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員の理解を深めるため、定期的な研修を実施する。 ・職員が男女平等の意義や必要性について理解を深めている。		3.5	4.0	4.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
71	**職員課**	**職員課**	**職員課**
	東京都市町村職員研修所の「男女共同参画研修」11人受講	職員課による研修は未実施	研修内容等について主管課と協議
	平和と人権課	**平和と人権課**	**平和と人権課**
	多様な性の当事者（性的マイノリティ当事者）への理解促進のため、新人職員に対し動画視聴による研修を実施（受講者数32名）。 また課長職を対象に、より実践的なロールプレイを用いた研修を実施した（令和６年（2024年）12月25日実施、受講者数15名）。 またLGBT研修を、児童館職員向けに開催した（令和6年（2024年）10月16日、受講者数59名）。		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	3.5
4年度	4.0
5年度	4.0
6年度	**5.0**
7年度	

Ⅳ-3-2	男女が対等に働く職場づくり	担当課	職員課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり
施策の方向性　3　率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

◇ 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
72	昇任選考の受験促進	職員課	職員が昇任選考にチャレンジすることを奨励する。	・昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討する。	・昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	・昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	・昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	・女性職員の昇任試験受験率の向上	・管理職20%以上 ・係長職30%以上 ・主任職50%以上	5.0	5.0	5.0	**5.0**	
73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	職員課	女性職員の活躍推進に向けた学習機会等を提供する。	・多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	・多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	・多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	・多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	・管理職に占める女性職員の割合	30%以上	5.0	4.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
72	職員課	職員課	職員課
	令和6年度昇任試験の受験者の分析を行い、庁内に公表予定。	特になし	女性職員の昇任試験受験率向上
73	職員課	職員課	職員課
	・女性職員が不在の部署へ女性職員を配置 ・令和6年7月キャリア研修を実施。 ・管理職に占める女性職員の割合：26.5%（R6.4.1時点）	特になし	女性職員の昇任試験受験率向上 性別に関わらない配属

4.施策の評価（本部評価）

3年度	5.0
4年度	4.5
5年度	5.0
6年度	**5.0**
7年度	

Ⅳ-3-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	担当課	職員課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり
施策の方向性　3　率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

◇ 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に基づき、パワーハラスメントの防止策やその他さまざまなハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取組を行います。
◇ さまざまなハラスメントを防止し男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
74	相談及び防止体制の充実	職員課	相談員の研修実施、外部相談窓口の活用により、相談体制を充実させる。アンケートの実施による実態把握、相談活動公表による活動の「見える化」を行う。	・ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。 ・ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	・ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。 ・ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	・ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。 ・ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	・ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。 ・ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	・相談件数や内容等を可能な範囲で職員に公表し、意識啓発につなげる。	年1回以上	5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
	職員課	職員課	職員課
74	・令和6年12月ハラスメント苦情相談員研修実施 ・令和6年10月ストレスチェックに合わせてハラスメントに関する職員向けアンケートを実施	特になし	相談員の相談スキル向上、周知徹底

4.施策の評価（本部評価）

3年度	5.0
4年度	5.0
5年度	5.0
6年度	**5.0**
7年度	

Ⅳ-3-4	職場のワーク・ライフ・バランスの推進	担当課	職員課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり
施策の方向性　3　率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

◇ 日野市特定事業主行動計画（※）を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

※「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）及び「女性活躍推進法」（平成28年）に基づく行動計画を一体的に策定するもので、国や地方公共団体などの特定事業主が、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための計画。

2.各事業の達成状況（担当課評価）

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	職員課	育児・介護に関する休暇制度を周知し、男女ともに育児休業や介護休暇が取得しやすいような環境を整える。特に男性の育児・介護等休暇取得を促進するため、特定事業主行動計画に基づき、所属長に向けた男性育児関連休暇に係る説明会の実施や情報提供の拡充を図る。	・男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の情報提供	・男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の説明会及び情報提供の実施	・男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の説明会及び情報提供の実施	・男性職員を始めとした全職員に対し、育児・介護関連休暇制度の周知及び情報提供の実施	・職員の育児休業取得率 育児・介護関連休暇制度の周知（年1回以上）	・職員の育児休業取得率 男性60%以上 女性100%	4.0	4.0	4.0	**5.0**	
76	定時で業務が終了する職場づくり	職員課	働き方改革の推進のため勤務時間インターバル制度の導入を検討するなど、仕事と仕事以外の生活の両立ができるよう、時間外勤務の削減を促す。	働き方改革推進に関するコンサルティング導入・働き方改革研修を実施する。	各部署の業務量調査を実施。適正な定員管理・人員配置を検討する。	各部署の業務量調査結果を踏まえた、適正な定員管理・人員配置を検討する。	各部署の業務量調査結果を踏まえた、適正な定員管理・人員配置を検討する。	・常勤職員の平均超過勤務時間	月5時間以下	5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
	職員課	職員課	職員課
75	・令和6年12月次世代ニュース第18号発行 ・令和7年2月育休後職場復帰支援講座実施予定 ・休暇等申請マニュアルの掲示（随時） ・令和5年度の男性職員の育児休業取得率89.5%	特になし	・育休対象者への個別の情報提供の仕組みづくり ・育休者が発生した部署への人事的支援体制
	職員課	職員課	職員課
76	職員配置適正化・業務効率化検討業務委託の報告を受け、適正な定員管理・人員配置の検討に生かした。	普通退職者の増加、採用辞退者の増加により、必要な人員確保ができなかった。	人員不足により適正な人員配置が困難な状況が継続する見込

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.5
4年度	4.5
5年度	4.5
6年度	**5.0**
7年度	

Ⅳ-4-1	男女平等推進センターの機能の充実	担当課	平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり
施策の方向性　4　行政における男女平等参画の推進体制づくり

◇ 男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取組を行います。
◇ 市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置と、その周知を図ります。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
77	男女平等推進に関する情報提供の充実化	平和と人権課	情報誌（男女平等推進センターだより）を発行する。 男女平等推進センターのホームページを活用し、情報提供を行うために内容を充実する。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。 市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。	・情報誌発行回数1回／年 ・情報発信回数2回以上／年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 ・適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	・情報誌発行回数1回／年 ・情報発信回数2回以上／年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 ・適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	・情報誌発行回数1回／年 ・情報発信回数2回以上／年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 ・適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	・情報誌発行回数1回／年 ・情報発信回数2回以上／年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 ・適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	・男女平等推進センターの役割について、市民にしっかり認知されている。		5.0	5.0	5.0	**4.0**	
78	苦情処理相談窓口の設置	平和と人権課	苦情処理制度を利用しやすくするため、広く相談を受け、適切な相談や苦情処理制度につなげる男女平等相談窓口の設置と、その周知を図る。	・苦情処理制度に関する市HPの掲載内容を精査する。	・苦情処理制度に関する市HPの掲載内容を精査する。	・苦情処理制度に関する市HPの掲載内容をわかりやすく更新する。	・苦情処理制度に関する市HPの掲載内容の見直しを実施する。	・苦情処理窓口が市民に周知されている。		3.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
77	平和と人権課 男女平等推進センター情報誌「ふらっと」を発行し、男女平等推進センターそのものや実施事業について周知した。 男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を13冊拡充予定（令和7年1月現在）。 また、国や都の情報をホームページで発信した。	平和と人権課	平和と人権課
78	平和と人権課 「日野市すべての人の性別等が尊重され、多様な生き方を認め合う条例」の施行に伴い苦情処理相談を整備。 相談件数は0件（令和7年1月現在）。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価（本部評価）

3年度	4.0
4年度	5.0
5年度	5.0
6年度	**4.5**
7年度	

Ⅳ-4-2	庁内推進体制の充実	担当課	平和と人権課

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

目標　Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり
施策の方向性　4　行政における男女平等参画の推進体制づくり

◇ 事業運営にあたっては、職員一人ひとりが男女平等参画の実現に向けた意識を持ち、効果的な施策推進を図ります。

＜達成状況の評価＞
5：大いに達成できた　4：やや達成できた　3：どちらともいえない　2：やや達成できなかった　1：達成できなかった

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標 3年度	4年度	5年度	6年度	計画終了時の目標 7年度		達成状況 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
79	行政推進本部の運営（新規）	平和と人権課	日野市における男女平等に関する総合的な施策の積極的かつ効果的な推進を図る。	・行政推進本部会議を実施する1回／年	・行政推進本部会議を実施する1回／年	・行政推進本部会議を実施する1回／年	・行政推進本部会議を実施する1回／年	・庁内で男女平等に関する施策について積極的かつ効果的な推進が図られている。		5.0	5.0	5.0	**5.0**	

3.達成状況　評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
79	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	日野市男女平等行政推進本部会議を2回開催。 「第4次男女平等行動計画」令和5年度評価、女性登用率、第5次男女平等行動計画策定の進捗、パートナーシップ制度申請状況などについての報告を行い、男女平等施策に関して積極的かつ効果的な推進を図った。		

4.施策の評価（本部評価）

3年度	5.0
4年度	5.0
5年度	5.0
6年度	**5.0**
7年度	

令和7年度日野市男女平等行動計画

評価報告書

＝令和6年度施策・事業を評価＝

令和7年(2025年)8月

事務局　日野市企画部平和と人権課
〒191-0062　東京都日野市多摩平二丁目9番地
電話　042-584-2733
FAX　042-584-2748
Eメール　danjyo@city.hino.lg.jp